

狛江市環境保全実施計画

(令和2年度～令和4年度)

令和2年度進捗状況報告書(狛江のかんきょう)

令和3年8月

狛江市

目 次

1. 本書の目的・概要	1
2. 本書の特徴	1
3. 評価対象と記載例	1
4. 評価方法	2
5. 狛江市環境基本計画の体系と施策評価一覧	3
6. 狛江市環境保全実施計画令和2年度進捗状況の報告	5
7. 狛江のかんきょう（関連データ）	25
8. 参考資料	41
環境を考える会狛江市実行委員会 調査結果	41
SDGs とは	43
狛江市『ゼロカーボンシティ』宣言	45
狛江市『ゼロカーボンシティ』表明に対する環境大臣からのメッセージ	46

巻末 用語解説

1. 本書の目的・概要

本書は、狛江市における環境保全施策の方向性を定めた「狛江市環境基本計画」及び同計画の事業計画となる「狛江市環境保全実施計画（令和2年度～令和4年度）」の着実な進捗を図ることを目的として、個別施策に属する事業の実施状況、個別施策の推進状況等を確認・評価するものです。

また、同計画の基本目標に関連するデータを併せて掲載することで、市の環境の実態や各種取組の背景を広く市民に公表します。

2. 本書の特徴

- ① 環境保全実施計画で掲げる事業の実施状況を個別に評価し、それらの評価を総合的に勘案して環境基本計画の個別施策の進捗を評価
- ② 環境基本計画の計画期間である令和11年度までに個別施策を推進するにあたり、取組の課題やポイントを方針として記載

3. 評価対象と記載例

① 環境保全実施計画で掲げる事業

環境基本計画の個別施策に属する事業として環境保全実施計画で掲げる事業のうち、令和2年度に実施見込のものについて、適切に実施することができたか評価を行います。

② 環境基本計画の個別施策

環境基本計画の個別施策について、個別施策に属する事業の評価（上記①）を踏まえ、個別施策の評価を行います。

※ 環境基本計画の指標・目標

環境基本計画では、令和11年度までの指標・目標を掲げています。

これらの指標は、単年度では値が変動しにくいものも多くあることから、評価は毎年度行わず、環境保全実施計画の計画期間に沿った3年度ごと（次回は令和5年度）に行います。

< 記載例 >

施策の方向性	2-2 再生可能エネルギー等の利用促進		SDGs 17の国際目標	
	■環境基本計画の指標・目標		■目標(R11)	
	■計画当初(H30) 太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)※ 284件		■現状(R2) 418件	
			■目標(R11) 1,000件(100件/年)	
	※ 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度において助成を行った機器・設備の件数			
個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-2-1 太陽光発電等の普及促進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度における助成対象機器への蓄電池システムの追加	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度の運用（再掲） 【 】 ワーキンググループによる再生可能エネルギーに関する調査研究、普及啓発活動等	【環境政策課】 【A】 関係機関と連携した、省エネ行動等に関する出前講座の実施（再掲） 【B】 地球温暖化に関する子ども向け講演会の実施（再掲）	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度における対象機器の見直し
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度の運用（再掲） 【 】 ワーキンググループによる再生可能エネルギーに関する調査研究、普及啓発活動等			
■施策評価	【B】 こまeco通信等を通じた各種制度の周知案内			
B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
	【環境政策課】 ・太陽光発電等の具体的な種類や設置要件、費用、補助制度に加え、導入による事例を示しながら周知を図る。			

環境基本計画の計画期間（～R11）に施策を推進するための課題やポイント

4. 評価方法

① 事業評価

環境基本計画の個別施策に属する事業として環境保全実施計画で掲げる事業のうち、令和2年度に実施見込のものについて、目的に沿って効果的に取り組むことができたか、以下の基準により評価します。

評価区分	評価基準
A	計画どおりに事業を実施し、見込んだ成果・実績を出すことができた
B	計画どおりに事業を実施し、見込みには至らなかったものの一定の成果・実績を出すことができた
C	計画どおりに事業を実施したが、一定の成果・実績を出すことができなかった
D	止むを得ない理由を除き、計画どおりに事業を実施することができなかった
—	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により事業を中止した

② 施策評価

各事業の評価結果を踏まえ、環境基本計画の個別施策について進捗を評価します。

個別施策に属する事業には、(i) 新規事業や既存事業の拡充等、施策を直接的に推進する事業と、(ii) 施設・設備等の適正な維持や安定的な事業運営等を目的とした、施策の基盤を担う事業があり、施策の推進にはそのいずれもが適切に実施される必要があります。

こうした前提の中で、施策評価においては、具体的な推進状況に焦点を当てることとし、(i)の事業の事業評価をベースとしながら、その他の事業評価については、推進の観点から評価結果を調整した上で、次の基準に沿って評価を行います。

評価区分	評価基準
A	推進に向けた取組を十分に行うことができた
B	推進に向けた取組を一定程度行うことができた
C	推進に向けた取組をあまり行うことができなかった
D	推進に向けた取組を行うことができなかった

5. 狛江市環境基本計画の体系と施策評価一覧

狛江市環境基本計画の体系及び個別施策の評価は以下のとおりとなりました。

※★は、特に重点的な取組として「重点環境プロジェクト」に位置付けられた施策となります。

※◇は、市の最上位計画である「狛江市総合基本計画」で掲げる施策となります。

基本目標	施策の方向性	個別施策	評価
(基本目標1) 自然環境 人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり	(1-1)まちの緑の創出	(1-1-1)彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進◇	B
		(1-1-2)魅力ある身近な公園づくりの推進◇	B
	(1-2)まちの緑の保全	(1-2-1)農地の保全◇	B
		(1-2-2)地域の緑の継承◇	B
	(1-3)生きものと共存するまちづくり	(1-3-1)自然とまちの調和の推進★ ₁	B
		(1-3-2)在来の生きものの保全◇★ ₁	A
(1-3-3)生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進◇		B	

★₁重点環境プロジェクト 「ちょこっとビオトープ」による生物多様性創出プロジェクト

基本目標	施策の方向性	個別施策	評価
(基本目標2) 地球温暖化 地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進	(2-1)エネルギー効率のよいまち	(2-1-1)家庭の省エネルギー促進◇★ ₂	B
		(2-1-2)事業所の省エネルギー促進◇★ ₂	B
		(2-1-3)公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備◇	B
		(2-1-4)市の施設における省エネルギーの推進◇	A
	(2-2)再生可能エネルギー等の利用促進	(2-2-1)太陽光発電等の普及促進◇★ ₂	B
		(2-2-2)エネルギーの多様化と自家消費の推進◇★ ₂	B
		(2-2-3)市の施設における再生可能エネルギー等の導入推進◇	A
	(2-3)気候変動の影響への適応	(2-3-1)地球温暖化に関する情報収集・発信★ ₃	B
		(2-3-2)暑さ対策の推進◇★ ₃	A
		(2-3-3)浸水等による被害防止の推進◇	A
		(2-3-4)自然環境への影響軽減の推進	B

★₂重点環境プロジェクト まちまるごと省エネプロジェクト

★₃重点環境プロジェクト 暑い夏も快適で健康に暮らせるまちづくりプロジェクト

基本目標	施策の方向性	個別施策	評価
(基本目標3) 資源循環 環境負荷の少 ない、循環型 社会の推進	(3-1)ごみ排出量の 低減(4Rの推進)	(3-1-1)4Rの推進◇	A
		(3-1-2)プラスチックごみの削減◇	A
	(3-1-3)食品ロスの削減★ ₄	B	
(3-2)適正なごみ処 理と資源循環の推進	(3-2-1)適正なごみ処理と資源循環の推進		B

★₄重点環境プロジェクト みんなで食品ロス削減プロジェクト

基本目標	施策の方向性	個別施策	評価
(基本目標4) 都市環境 健やかで安 全・快適な暮 らしを維持す る、都市環境 の確保	(4-1)大気・水質等の 保全と騒音・振動等 の抑制	(4-1-1)環境監視・測定の実施◇	B
		(4-2)健全な水循環 の回復	(4-2-1)雨水浸透による水循環の回復◇
	(4-3)地域に根ざし た生活環境の保全	(4-2-2)水資源の有効活用◇	B
		(4-3-1)地域の美化・清掃活動の推進 ◇★ ₅	B
		(4-3-2)マナーの向上による地域環境の確 保◇★ ₅	B
(4-3-3)良好な景観づくりの推進◇	B		

★₅重点環境プロジェクト みんなが笑顔で暮らせる美しいまちプロジェクト

基本目標	施策の方向性	個別施策	評価
(基本目標5) 主体的な実践 につなげる、 人づくり・地 域づくり	(5-1)環境意識の向 上	(5-1-1)情報発信、意識啓発の推進◇★ ₆	A
		(5-1-2)地域や子どもに向けた環境教育の 推進◇★ ₆	A
	(5-2)環境保全を「実 践」する人づくり	(5-2-1)地域のリーダー的な人材の発掘・ 育成◇	B
		(5-2-2)市民協働による環境保全の推進 ◇★ ₆	B
		(5-2-3)市民主体の身近な環境保全活動の 促進◇★ ₆	B
	(5-3)ネットワーク の形成	(5-3-1)主体間のネットワーク化の推進	B
(5-3-2)広域的連携の推進		B	

★₆重点環境プロジェクト 市民みんなが環境を考え行動するまちプロジェクト

◎ 評価の総括

令和2年度は、新たな泊江市環境基本計画の初年度となりましたが、施策の約8割がB評価となり、施策の推進に向けて一定の実績を出すことができました。

また、令和3年3月には2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、併せて市役所本庁舎で使用する電力を令和3年4月から100%再生可能エネルギー電力に切り替える準備を進めるなど、脱炭素社会の推進に向けて前進しました。

しかし、啓発・協働事業等を始め、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業が多くあったため、今後はICTのさらなる活用等、新たな生活様式に対応する多様な手法を取り入れた事業展開により、さらなる施策推進を図る必要があります。

6. 狛江市環境保全実施計画令和2年度進捗状況の報告

【基本目標1】人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

※ ★が付いた個別施策は、重点環境プロジェクトに関連する施策となります。

※ 下線がついた事業は、狛江市環境保全実施計画に新たに追加した事業となります。

施策の方向性	1-1 まちの緑の創出		SDGs	11	13	15	17
			17の国際目標	住み続けられるまちづくりを	気候変動に具体的な対策を	陸の豊かさも守ろう	パートナーシップで目標を達成しよう
	■環境基本計画の指標・目標	■計画当初(H30)	■現状(R2)	■目標(R11)			
	地点別平均緑視率	19.9%	→	令和5年度調査(予定)	→	25.0%※	
	月に1回以上公園を利用する市民の割合	47%	→	令和5年度調査(予定)	→	60%	
	※ 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値						
個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度			
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容			
1-1-1 彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）						
	【施設課】 【A】 子育て・教育支援複合施設の新設に伴う地上部緑化、屋上緑化及び壁面緑化の設置 【環境政策課】 【-】 ワーキンググループによる道沿いガーデン報告書の作成	【施設課】 ・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い地上部緑化、屋上緑化及び壁面緑化を設置した。 【環境政策課】 ・新型コロナウイルス感染症の影響で報告書の作成に必要な見学会が中止となり、令和3年度に持ち越しとなった。	【環境政策課】 ・開発事業における緑化基準の見直し検討 ・緑のまち推進補助制度の周知強化及び制度検証 ・ワーキンググループによる道沿いガーデンガイドブックの作成（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に伴いR2からR3に移行）	【環境政策課】 ・開発事業における新たな緑化基準での緑化指導 ・緑のまち推進補助制度の周知強化及び検証結果に基づく制度の運用 ・民間施設の緑化推進 ・地域における緑のカーテンの普及に向けた取組			
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）						
	【関係各課】 【A】 公共施設における緑のカーテン・壁面緑化・屋上緑化等の設置 【環境政策課】 【A】 開発事業者への「狛江市緑の保全に関する条例」に基づく緑化基準遵守の指導 【C】 緑のまち推進補助制度による地域緑化の推進 【A】 市内造園業者との協働による花とみどりの即売会及び緑化相談の実施 【-】 ワーキンググループによる道沿いガーデン見学会等の緑化推進活動の実施 【環境政策課・道路交通課】 【B】 花いっぱいエリア事業による公園・道路の緑化推進 【道路交通課・整備課】 【B】 街路樹の新設及び適正管理						
	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針						
	【施設課】 ・公共施設の整備（主に新築）の際に壁面緑化・屋上緑化の実施を検討する。 【環境政策課】 ・後述の【基本目標5】で掲げる取組等により、市民主体の緑化活動を支援し、市民自身による地域緑化を広げる。 ・緑視率向上を目指し、接道部分等の緑化を推進するため、開発事業における緑化基準を見直すとともに、緑化指導・緑のまち推進補助制度・花いっぱいエリア事業等の周知を強化する。 ・花とみどりの即売会及び緑化相談について、各造園業者と連携することで、より広く市民に周知し、緑の増加を目指す。 ・緑のカーテン・壁面緑化・屋上緑化等による民間施設の緑化を推進する。 ・散策ルートとして親しまれるよう、野川緑地公園及び岩戸川緑地公園の緑を適切に維持管理する。 ・道沿いガーデン見学会の実施等を通じて、個人宅の庭等を活用した狛江市版オープンガーデンを推進する。 【道路交通課】 ・花いっぱいエリア事業の具体的な活動状況・実績を市民等に更に周知するとともに、事業拡大を図る。 ・低木植栽帯の高さを適正に保つことで視認性を確保し、児童の登下校等の交通安全に寄与する適正管理を推進する。 【整備課】 ・都市計画道路等の歩道に街路樹を設置できるよう引き続き検討する。						
■施策評価	【学校教育課】 ・緑化した施設等の適切な維持管理に努める。						
B							

* 関連データ：3、4、5、9、26






個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
1-1-2 魅力ある身近な公園づくりの推進	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p>			
	<p>【環境政策課】</p> <p>【A】公園への防犯カメラの設置</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>【A】狛江市都市計画マスタープラン改定及び狛江市立地適正化計画策定業務における都市計画公園の機能、配置等の整理</p> <p>【整備課・社会教育課】</p> <p>【A】土屋塚古墳公園の整備</p> <p>【A】公園化に向けた白井塚古墳の用地取得</p> <p>【A】(仮称)白井塚古墳公園の一部設計</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・市内の4公園に防犯カメラを設置し、安全で安心な公園づくりを推進した。</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>・狛江市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会を3回、「住み続けたい選ばれ続けるまち狛江市の将来像を考えるこまみらい2040シンポジウム＆ワークショップ」には65人の参加があり、都市計画公園の機能、配置等の整理を図った。</p> <p>【整備課】</p> <p>・土屋塚古墳公園の整備工事を実施した。(R3.4.1開園)</p> <p>・公園化に向けた白井塚古墳の用地を取得した。(用地取得面積 274.73㎡)</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園法面実施設計委託を実施した。</p> <p>【社会教育課】</p> <p>・猪方小川塚古墳公園と亀塚古墳公園を開園し、公園として供用を開始した。</p> <p>・土屋塚古墳公園の整備に伴う境界壁の設置に当たり、試掘調査を行った。</p> <p>・公園整備のための基礎資料を得るため、白井塚古墳の整備に当たり、試掘調査を行った。</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・小規模公園の機能再編・再整備の検討</p> <p>・ユニバーサルデザインに配慮した公園の出入口等の整備、遊具の設置</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>・狛江市都市計画マスタープラン改定及び狛江市立地適正化計画策定業務における都市計画公園の機能、配置等の整理</p> <p>【整備課・社会教育課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の設計</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・小規模公園の機能再編・再整備の検討・実施</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>・狛江市都市計画マスタープラン改定及び狛江市立地適正化計画策定業務における都市計画公園の機能、配置等の整理(計画策定完了)</p> <p>・狛江市都市計画マスタープラン改定において、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想との整合性を確保</p> <p>【整備課・社会教育課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の整備</p>
	<p>■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）</p>			
	<p>【環境政策課】</p> <p>【A】アドプト制度による公園の美化清掃</p> <p>【B】花いっぱいエリア事業による公園等の緑化推進</p> <p>【A】市民団体等と連携した公園の管理</p> <p>【A】樹木の適切な維持管理</p> <p>【A】公園のシンボルツリーの適切な保全</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>【C】和泉多摩川緑地都立公園化に向けた、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想に基づく東京都との定期的な協議</p> <p>【社会教育課】</p> <p>【A】猪方小川塚古墳公園及び亀塚古墳公園の適切な維持管理</p>			
	<p>■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針</p>			
	<p>【環境政策課】</p> <p>・アドプト制度や花いっぱいエリア事業の認知度の向上を図るため、SNS等の手法によるPRを実施する。</p> <p>・市民が主体的に管理を行う公園を増やし、市民による市民のための公園づくりを推進するとともに、民間活力と連携した公園の管理・活用を検討する。</p> <p>・小規模な公園一つひとつに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備の検討を進める。</p> <p>・公園の樹木の適切な維持管理・育成、施設の長寿命化、バリアフリー化等を進める。</p> <p>・公園のシンボルツリーを適切に保全する。</p> <p>【まちづくり推進課】</p> <p>・東京都との協議を継続していき、和泉多摩川緑地都立公園化を推進する。</p> <p>・公園の誘致圏等を考慮し、公園空白地域の減少及び配置の偏りの解消を目指して適切な配置を検討し、計画的な都市公園、緑地等の整理を進める。</p> <p>【整備課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の設計及び整備工事について、都の補助金を有効活用して実施する。</p> <p>【社会教育課】</p> <p>・白井塚古墳の公園整備に向けて発掘調査を行い、整備方法を検討するとともに、墳丘の保護保存を図るため樹木の存置について検討する。</p> <p>・猪方小川塚古墳の石室について、定期的にメンテナンスを行いつつ、経年劣化等が生じることのないよう経過観察を継続する。</p>			
■施策評価				
B				

* 関連データ：4、6

施策の方向性	1-2 まちの緑の保全		SDGs	6	11	15	17
			17の国際目標	安全な水とトイレ を持続可能に	住み続けられる まちづくりを	陸の豊かさも 守ろう	パートナーシップ で目標を達成しよう
	■環境基本計画の指標・目標 生産緑地地区面積（特定生産緑地を含む） 31.19ha 民有地の樹林地面積※2 10.7ha	■計画当初(H30) 31.19ha 10.7ha	■現状(R2) 29.62ha 令和8年度調査(予定)	■目標(R11) 現状維持※1 現状維持			
	※1 公園化する部分を除く ※2 樹冠面積300㎡以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地						
個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度			
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容			
1-2-1 農地の保全	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【地域活性化課】 【B】 援農ボランティア制度の拡充・育成 【B】 生産緑地等の市民農園等への利活用						
	【地域活性化課】 ・援農ボランティアの新規応募数が3件あり、延べ10人となった。	【地域活性化課】 ・援農ボランティア制度の拡充・育成 ・生産緑地等の市民農園等への利活用	【地域活性化課】 ・援農ボランティア制度の拡充・育成 ・生産緑地等の市民農園等への利活用	【地域活性化課】 ・援農ボランティア制度の拡充・育成 ・生産緑地等の市民農園等への利活用			
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【安心安全課】 【B】 防災協力農地登録制度の運用 【地域活性化課】 【B】 農業者に対する東京都エコ農産物認証制度の周知 【B】 援農ボランティア制度の実施 【A】 市民農園及び体験型農園の実施 【A】 市民まつりでの農業祭の実施及び農業食育ラリーの開催 【A】 保育園及び学校給食への狛江産農作物の供給及び供給農家のPR 【B】 市内の商店や量販店における地場産コーナーの設置 【A】 環境保全型農業の推進に向けた、フェロモントラップ、誘引剤、有機肥料等の購入費助成、東京都エコ農産物認証制度（東京都実施事業）の周知 【一】 多摩川流域8自治体による多摩川流域物産展の開催 【まちづくり推進課】 【A】 特定生産緑地制度、相続税納税猶予制度、都市農地の賃借の円滑化に関する法律等の内容周知						
	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針 【安心安全課】 ・防災協力農地の登録数の増加を図る。 【地域活性化課】 ・市民農園及び体験農園を通して、市民が農業へ触れ合う機会を提供する。 ・直売や保育園及び学校給食への狛江産農作物の供給をし、農業に対する市民の理解を深める。 ・援農ボランティアの育成を通じて農業の担い手確保を図る。 ・農産物販売や農を通じた交流等で多摩川流域と連携する。 ・狛江ブランド農産物や有機肥料の補助事業等により、環境負荷の少ない農業を推進する。 【まちづくり推進課】 ・各制度のメリット等を周知していき、農地の活用及び保全を推進する。						
■施策評価	B *関連データ：7、8						
1-2-2 地域の緑の継承	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【施設課】 【A】 子育て・教育支援複合施設の新設に伴う雨水浸透施設の設置 【環境政策課】 【A】 狛江弁財天池特別緑地保全地区の全体的なせん定・除草 【A】 保存樹木等の周知強化						
	【施設課】 ・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い雨水浸透施設を設置した。	【施設課】 ・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い雨水浸透施設を設置した。	【施設課】 ・狛江第一小学校児童増対策工事に伴う雨水浸透施設の設置	【施設課】 ・狛江第一小学校児童増対策工事に伴う雨水浸透施設の設置			
	【環境政策課】 ・狛江弁財天池特別緑地保全地区のうち、市が管理する区域については、例年行っている外周部分の樹木せん定だけでなく全体の大規模せん定を行い、持続可能な緑の保全を図った。 ・保存樹木等について、こまeco通信を活用し広く市民に周知したことにより、3件の新規登録が行われた。	【環境政策課】 ・狛江弁財天池特別緑地保全地区のうち、市が管理する区域については、例年行っている外周部分の樹木せん定だけでなく全体の大規模せん定を行い、持続可能な緑の保全を図った。 ・保存樹木等について、こまeco通信を活用し広く市民に周知したことにより、3件の新規登録が行われた。	【環境政策課】 ・データの電子化による保存樹木等の一元管理体制の構築 ・市民ボランティアによるみどりパトロールの実施	【環境政策課】 ・データの電子化による保存樹木等の一元管理体制の構築 ・市民ボランティアによるみどりパトロールの実施			

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
1-2-2 地域の緑の継承	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p>			
	<p>【整備課・社会教育課】</p> <p>【A】土屋塚古墳公園の整備(再掲)</p> <p>【A】公園化に向けた白井塚古墳の用地取得(再掲)</p> <p>【A】(仮称)白井塚古墳公園の一部設計(再掲)</p> <p>【A】兜塚古墳植生樹木(ケヤキ)の樹木診断</p>	<p>【整備課】</p> <p>・土屋塚古墳公園の整備工事を実施した。(R3.4.1開園)(再掲)</p> <p>・公園化に向けた白井塚古墳の用地を取得した。(用地取得面積274.73㎡)(再掲)</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園法面実施設計委託を実施した。(再掲)</p> <p>【社会教育課】</p> <p>・猪方小川塚古墳公園と亀塚古墳公園を開園し、公園として活用を開始した。(再掲)</p> <p>・土屋塚古墳公園の整備に伴う境界壁の設置に当たり、試掘調査を行った。(再掲)</p> <p>・公園整備のための基礎資料を得るため、白井塚古墳の整備に当たり、試掘調査を行った。(再掲)</p> <p>・兜塚古墳の外周の高木について樹木診断を行い、樹勢樹形を確認した。</p>	<p>【整備課・社会教育課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の設計(再掲)</p> <p>・兜塚古墳外周整備の検討</p>	<p>【整備課・社会教育課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の整備(再掲)</p> <p>・兜塚古墳外周の整備</p>
<p>■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）</p>				
<p>【施設課】</p> <p>【A】公共施設の新設、大規模改修等における雨水浸透施設の設置</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】樹林地の適正な維持管理</p> <p>【A】保存樹木の指定と管理保全に係る奨励金及び助成金の交付</p> <p>【A】市民団体等との協働による狛江弁財天池特別緑地保全地区の管理</p> <p>【一】市民参加型で行う多摩川統一清掃及び野川美化清掃活動の実施</p> <p>【A】国や都に対する河川整備の働きかけ</p> <p>【A】市民協働により台風の漂着ごみを清掃する「多摩川を元のようにキレイにし隊」の実施</p> <p>【A】前原公園における市民団体等と連携した池の保全</p> <p>【下水道課】</p> <p>【C】雨水浸透ますの設置に対する助成金の交付</p> <p>【A】雨水浸透ます等の設置拡充</p> <p>【A】既設集水ますの浸透化工事の実施</p> <p>【A】合流式下水道の適切な維持管理</p> <p>【社会教育課】</p> <p>【A】猪方小川塚古墳公園及び亀塚古墳公園の適切な維持管理(再掲)</p>				
<p>■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針</p>				
<p>【施設課】</p> <p>・公共施設の整備(主に新築)の際に雨水浸透施設等の設置を検討する。</p> <p>【環境政策課】</p> <p>・樹林地の実態を正確に把握した上で、管理目標を定め、樹木の安全対策を行う等、長期的な視点で管理を行う。</p> <p>・保存樹林・保存樹木・保存生け垣の新規指定を推進するとともに、電子化したデータをもとに一元管理を行う。</p> <p>・市民ボランティアによる落ち葉清掃、資源循環、みどりパトロール等の支援について検討する。</p> <p>・多様な主体と連携し、多摩川河川敷の有効活用や、多摩川・野川の自然環境の持続的な維持を図る。</p> <p>・西河原公園、前原公園等において、生きものの生息場所としての池の保全や、必要に応じた改善を図る。</p> <p>・狛江弁財天池特別緑地保全地区については、市民団体による保全と活用、樹木の適正な管理を推進する。</p> <p>【下水道課】</p> <p>・合流式下水道の更なる改善(浸透施設の継続的な設置等)による野川の水質向上を図る。</p> <p>・開発行為等に伴う雨水浸透施設の整備について指導を行う。</p> <p>・「雨水浸透ます設置助成制度」の周知PR等、宅地内における雨水浸透施設の整備を促進する。</p> <p>【整備課】</p> <p>・(仮称)白井塚古墳公園の設計及び整備工事について、都の補助金を有効活用して実施する。</p> <p>【社会教育課】</p> <p>・白井塚古墳の公園整備に向けて発掘調査を行い、整備方法を検討するとともに、墳丘の保護保存を図るため樹木の存置について検討する。</p> <p>・猪方小川塚古墳の石室について、定期的にメンテナンスを行いつつ、経年劣化等が生じることのないよう経過観察を継続する。</p> <p>・兜塚古墳の外周整備については、土留めの方策を検討するとともに、墳丘の保護保存を図るため樹木の存置について検討する。</p>				
■施策評価	B			

* 関連データ：1、2、6、10、14、15、50、52、61

施策の方向性	1-3 生きものと共存するまちづくり	SDGs 17の国際目標					
■環境基本計画の指標・目標 市内における指標種の生息状況 「生物多様性」の意味を知っている市民の割合		■計画当初(H30) 20種の指標種の生息確保(H31) 30.5%	■現状(R2) 令和5年度調査(予定) 令和5年度調査(予定)	■目標(R11) 現状維持 51%以上			

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容

1-3-1 自然とまちの調和の推進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 生きもの育む近所公園づくりプロジェクトの実施 【A】 空き家の所有者へのアライグマ・ハクビシン等の外来種対策の情報提供	【環境政策課】 ・「生きもの住み家づくり大作戦in西河原公園」は15人の参加があり、ピオトープを作成して市民の憩いの場となっている公園内に生物生息空間を創出した。 ・市HPにアライグマ・ハクビシンの防除対策に関する空き家所有者への注意事項を記載した。	【環境政策課】 ・生きものをよぶ庭づくりプロジェクトの実施 ・こまめの水辺づくりプロジェクトの実施 ・市内で緑化を行う際の推奨在来種リストの作成 ・生きものとの適切な関わり方についての普及啓発	【環境政策課】 ・生きもの育む近所公園づくりプロジェクトの拡充 ・生きものをよぶ庭づくりプロジェクトの拡充 ・緑のまち推進補助制度の周知強化及び検証結果に基づく制度の運用(再掲) ・民間施設の緑化推進(再掲) ・地域における緑のカーテンの普及に向けた取組(再掲)
■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）				
【環境政策課】 【A】 開発事業者への「狛江市緑の保全に関する条例」に基づく緑化基準遵守の指導(再掲) 【A】 アライグマやハクビシンに関する箱わなの設置・駆除、防除対策のパンフレット作成 【A】 国や都に対する多摩川や野川の豊かな生態系や水辺環境の保全・形成に関する働きかけ 【B】 公園等におけるピオトープの適切な保全 【道路交通課・整備課】 【B】 街路樹の新設及び適正管理(再掲) 【指導室】 【B】 学校における生きもの生息空間の管理・保全				
■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針				
【環境政策課】 ・公園等の維持管理において、施設利用上の安心・安全・快適性と調和を図りながら、生きもの生息・生育にも留意する。 ・市内で緑化を行う際の推奨在来種リストの作成とその周知等、在来種の活用の推進を図る。 ・アライグマ・ハクビシン等、野生の生きものによる農産物被害や生活環境被害等について、空き家対策や外来種対策等、対象種の生態的な特性を踏まえた施策横断的な対策を検討・実施する。 ・生きものとの適切な関わり方(嫌われがちな動物・危険動物(ヘビ・ハチ等)等との共存方法)についての普及啓発を進める。 ・開発事業等における緑化指導や、「緑のまち推進補助制度」の活用、緑のカーテン・壁面緑化・屋上緑化等の推奨により、民有地における生物生息空間づくりを図る。 ・国や都、流域自治体と連携し、多摩川や野川の豊かな生態系や水辺環境の保全・形成を図る。				
■施策評価	【整備課】 ・都市計画道路等の歩道に街路樹を設置できるよう引き続き検討する。 【指導室】 ・学校敷地内の空間を活用した緑や水辺、「ちょこっとピオトープ」等の創出を進める。			
B				

* 関連データ：3、9、16、17、58

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容

1-3-2 在来の生きもの保全★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 生きもの育む近所公園づくりプロジェクトの実施(再掲) 【A】 アライグマ・ハクビシン被害対策講習会の実施 【A】 外来種やペットを放すことによる生態系への影響の周知 【A】 空き家の所有者へのアライグマ・ハクビシン等の外来種対策の情報提供(再掲)	【環境政策課】 ・「生きもの住み家づくり大作戦in西河原公園」は15人の参加があり、ピオトープを作成して市民の憩いの場となっている公園内に生物生息空間を創出した。(再掲) ・アライグマ・ハクビシン被害対策講習会は16人の参加があり、市内の被害状況や、目撃情報、生態等を市民と共有し意識啓発を図った。 ・外来種やペットを放すことによる生態系への影響についてHPで周知した。 ・市HPにアライグマ・ハクビシンの防除対策に関する空き家所有者への注意事項を記載した。(再掲)	【環境政策課】 ・生きものをよぶ庭づくりプロジェクトの実施(再掲) ・こまめの水辺づくりプロジェクトの実施(再掲)	【環境政策課】 ・生きもの育む近所公園づくりプロジェクトの拡充(再掲) ・生きものをよぶ庭づくりプロジェクトの拡充(再掲)

1-3-2 在来の生きものの保全★	<p>■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】 アライグマ・ハクビシンに関する箱わなの設置・駆除、防除対策のパンフレット作成（再掲）</p> <p>【一】 多摩川・野川における市民参加型の生きもの調査会やアレチウリ駆除活動の実施</p>
	<p>■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【環境政策課】</p> <p>・保全が必要な希少種が確認された場合、専門家の助言のもとで対策を検討・実施する。</p> <p>・外来種の経年的な動向の把握に努める。アライグマやハクビシン、多摩川や野川におけるアレチウリ等、在来種に与える影響が大きい特定外来種等の駆除を進める。</p> <p>・狛江市で確認されている外来種や、野外にペットを放すことによる生態系への影響に関する普及啓発を進める。</p>

* 関連データ：16、17、18、58

個別施策	令和2（2020）年度【報告】		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容

1-3-3 生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p>			
	<p>【環境政策課】</p> <p>【B】 安全な自然遊びのためのルールや注意事項の周知</p> <p>【A】 生物多様性に関する基礎調査結果の公開</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・安全な自然遊びのためのルールや注意事項を市HPで周知した。</p> <p>・生物多様性に関する基礎調査の結果を市HPで公表した。</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・こまえ生きもの探検隊プロジェクトの実施</p> <p>・こまえ生きもの探検隊プロジェクト及び生きもの調査会の調査結果のデータベースづくり</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・こまえ生きもの探検隊プロジェクト及び生きもの調査会の調査結果データの公開</p>
■施策評価	<p>■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）</p> <p>【地域活性化課】</p> <p>【A】 市民まつりでの農業祭の実施及び農業食育ラリーの開催（再掲）</p> <p>【A】 保育園及び学校給食への狛江産農作物の供給及び供給農家のPR（再掲）</p> <p>【B】 市内の商店や量販店における地場産コーナーの設置（再掲）</p> <p>【A】 環境保全型農業の推進に向けた、フェロモントラップ、誘引剤、有機肥料等の購入費助成、東京都エコ農産物認証制度（東京都実施事業）の周知（再掲）</p> <p>【一】 多摩川河川敷を活用した狛江古代カップ多摩川いかだレース等の開催</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】 狛江水辺の楽校における自然観察会、自然体験学習等の実施</p> <p>【A】 生きもの調査会やこまえ生きもの探検隊、狛江弁財天池特別緑地保全地区での生きもの観察等の実施による情報収集</p> <p>【B】 こまeco通信等による周知啓発</p>			
	<p>【環境政策課】</p> <p>・生きもの調査会やこまえ生きもの探検隊の実施により、市民協働で生態系の情報の蓄積を行う。また、専門家による自然環境調査を定期実施する。</p> <p>・生きものに係る調査データを一元的に蓄積するデータベースの作成と、その活用推進を図る。</p>			

* 関連データ：10、13、14、15、61、65




【基本目標2】地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進

※ ★が付いた個別施策は、重点環境プロジェクトに関連する施策となります。

※ 下線がついた事業は、狛江市環境保全実施計画に新たに追加した事業となります。

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容	
2-1 エネルギー効率のよいまち	SDGs 17の国際目標		11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	17 パートナリシップで目標を達成しよう
■環境基本計画の指標・目標		■計画当初	■現状(H31)	■目標(R12)	
市内のエネルギー消費量		2,016TJ(H28)	2,002TJ	1,400TJ	
市内温室効果ガス排出量		213千t-CO ₂ (H25)	199千t-CO ₂ (▲7%) (H30)	136千t-CO ₂ (▲36%)	
2-1-1 家庭の省エネルギー促進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）		【環境政策課】 ・関係機関と連携した、省エネ行動等に関する出前講座の実施 ・地球温暖化に関する子ども向け講演会の実施		
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【環境政策課】 【A】講演会、こまエコまつり等の各種イベントやこまeco通信等を通じた省エネ行動、支援制度等の周知啓発 【A】狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度の運用				
B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・行動心理学等の知見も活用しながら、省エネ行動による身体的・経済的等のメリットと日常的に実践しやすい行動を併せて周知する。				
*関連データ：20、21、23、63、65					
2-1-2 事業所の省エネルギー促進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【環境政策課】 【A】狛江市環境保全実施計画推進委員会における、事業者への効果的な働きかけをテーマとした議論		【環境政策課】 ・同委員会において事業者への環境配慮型経営の働きかけを議論し、補助制度の周知の必要性等を確認した。	【環境政策課】 ・市内事業所へ効果的にアプローチするルートの確立と働きかけ	
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【環境政策課】 【B】講演会等の各種イベントやこまeco通信等を通じた省エネ行動、支援制度等の周知啓発			【環境政策課】 ・実践者へのインセンティブの検討	
B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・省エネ・再エネ活用が、経営改善・効率化に及ぼすメリットと各種補助制度を併せて周知するとともに、実践者へのインセンティブについても検討する。				
*関連データ：20、23、63					
2-1-3 公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【環境政策課】 【A】徒歩移動、自転車利用等の副次的効果に着目した普及啓発 【道路交通課】 【B】地域公共交通会議等を通じた、沿線の地域や事業者との連携による公共交通の利便性向上の検討又は実施		【環境政策課】 ・紙面リニューアルしたこまeco通信に特集記事を掲載した。 【道路交通課】 ・地域公共交通会議等を通じ、利便性や公共交通の役割、また新型コロナウイルス感染症に伴う対応等について、運行事業者・近接自治体と連携・検討した。	【環境政策課】 ・徒歩移動、自転車利用等の副次的効果に着目した普及啓発（R2に実施） 【道路交通課】 ・地域公共交通会議等を通じた、沿線の地域や事業者との連携による公共交通の利便性向上の検討又は実施	
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【道路交通課】 【A】道路整備状況等を踏まえた自転車等放置禁止区域の検討又は変更 【道路交通課・整備課】 【A】狛江市道路修繕計画及び狛江市自転車ネットワーク計画等に基づく道路整備、自転車ナビマーク設置等			【道路交通課】 ・地域公共交通会議等を通じた、沿線の地域や事業者との連携による公共交通の利便性向上の検討又は実施	
B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針 【道路交通課】 ・道路整備状況等に伴う自転車等放置禁止区域の変更を進める。 ・新たな駐輪場の設置について調査研究する。 【道路交通課・整備課】 ・狛江市自転車ネットワーク計画に基づき、自転車ナビマーク設置等を促進する。 【整備課】 ・狛江市道路修繕計画に基づき、優先順位を定め計画的に整備を推進する。				
*関連データ：23、55、57					

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-1-4 市の施設における省エネルギーの推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【施設課】 【A】 子育て・教育支援複合施設及び寺前小学生クラブの新設に伴う省エネルギー機器の設置 【A】 狛江第三小学校及び狛江第一・三・四中学校屋内運動場空調設備設置に伴う省エネルギー機器の設置 【A】 狛江第一小学校普通教室及び狛江第一中学校普通教室空調設備設置・更新に伴う省エネルギー機器の設置 【A】 狛江第三中学校自閉症・情緒障がい固定学級整備工事に伴う省エネルギー機器の設置	【施設課】 ・子育て・教育支援複合施設及び寺前小学生クラブの新設に伴い省エネルギー機器を設置した。 ・狛江第三小学校及び狛江第一・三・四中学校屋内運動場空調設備設置に伴い省エネルギー機器を設置した。 ・狛江第一小学校普通教室及び狛江第一中学校普通教室空調設備設置・更新に伴い省エネルギー機器を設置した。 ・狛江第三中学校自閉症・情緒障がい固定学級整備工事に伴い省エネルギー機器を設置した。	【施設課】 ・市民ホール及び狛江駅北口地下駐車場改修工事に伴う省エネルギー機器の設置 ・狛江第一小学校児童増対策工事に伴う省エネルギー機器の設置 ・狛江第三小学校及び狛江第二中学校大規模改修工事に伴う省エネルギー機器の設置 ・狛江第五小学校、狛江第六小学校及び和泉小学校屋内運動場空調設備設置に伴う省エネルギー機器の設置 ・松原学童保育所改修工事に伴う省エネルギー機器の設置 【総務課・環境政策課】 ・庁舎へのエネルギーマネジメントシステム導入の検討	【施設課】 ・市民ホール及び狛江駅北口地下駐車場改修工事に伴う省エネルギー機器の設置 ・狛江第三小学校及び狛江第二中学校大規模改修工事に伴う省エネルギー機器の設置 ・小中学校普通教室空調設備更新に伴う省エネルギー機器の設置 【総務課・環境政策課】 ・庁舎へのエネルギーマネジメントシステム導入の検討結果を踏まえた対応
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【関係各課】 【A】 自動車保有部署における次世代自動車への転換の検討・実施 【施設課】 【A】 公共施設の新設、大規模改修等における省エネルギー機器の設置 【環境政策課】 【-】庁内研修等を通じた、市職員に対する省エネ行動の啓発 【B】 各部への環境管理推進員（エコマネージャー）の配置と推進員を通じた環境配慮型行動の指導監督 ■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
■施策評価	【施設課】 ・公共施設の整備（新築及び改修）の際に省エネルギー機器の採用を検討する。 【環境政策課】 ・民間企業や他機関とも連携しながら、電気・ガス・水道等の省エネ行動やゼロカーボンシティをめざす自治体職員として望ましい姿勢を内外に発信する。 *関連データ：22、23、24、26			

施策の方向性	2-2 再生可能エネルギー等の利用促進	SDGs 17の国際目標	  
■環境基本計画の指標・目標			
太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)※		284件	418件
※ 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度において助成を行った機器・設備の件数			1,000件(100件/年)





個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-2-1 太陽光発電等の普及促進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度における助成対象機器への蓄電池システムの追加	【環境政策課】 ・助成対象機器に蓄電池システムを追加し、50件の助成を行った。	【環境政策課】 ・関係機関と連携した、省エネ行動等に関する出前講座の実施（再掲） ・地球温暖化に関する子ども向け講演会の実施（再掲）	【環境政策課】 ・狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度における対象機器の見直し
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度の運用（再掲） 【-】ワーキンググループによる再生可能エネルギーに関する調査研究、普及啓発活動等 【B】 こまeco通信等を通じた各種制度の周知案内 ■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
■施策評価	【環境政策課】 ・太陽光発電等の具体的な種類や設置要件、費用、補助制度に加え、導入による実例を示しながら周知を図る。 *関連データ：21、23、63、65			

2-2-2 エネルギーの多様化と自家消費の推進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金交付制度における助成対象機器への蓄電池システムの追加（再掲）	【環境政策課】 ・助成対象機器に蓄電池システムを追加し、50件の助成を行った。（再掲）	【環境政策課】 ・小売電力事業者と連携した、市民・事業者の再エネ電力利用を促進する取組の調整・検討	【環境政策課】 ・地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度における対象機器の見直し（再掲） ・小売電力事業者と連携した、市民・事業者の再エネ電力利用を促進する取組の実施
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【環境政策課】 【A】 狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度の運用（再掲） 【B】 東京都が実施する再生可能エネルギーグループ購入促進モデル事業の周知			
■施策評価	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・事業者との連携も視野に入れながら、市民・事業者の再エネ電力の利用を促進するとともに、実践者へのインセンティブについても検討する。 ＊関連データ：21、23			

個別施策	令和2（2020）年度【報告】		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-2-3 市の施設における再生可能エネルギー等の導入推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業） 【総務課・環境政策課】 【A】 庁舎契約電力における再生可能エネルギー由来電力導入に向けた検討 【施設課】 【A】 子育て・教育支援複合施設の新設に伴う太陽光発電設備の設置	【総務課・環境政策課】 ・令和3年度から庁舎へ100%再生可能エネルギー電力を導入するための準備を進めた。 【施設課】 ・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い太陽光発電設備を設置した。	【環境政策課】 ・100%再エネ電力を導入する公共施設の拡充に向けた検討	【環境政策課】 ・100%再生可能エネルギー電力を導入する公共施設の拡充に向けた検討
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【施設課】 【A】 公共施設の新設時における再生可能エネルギー設備の導入 ■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針 【施設課】 ・公共施設の整備（主に新築）の際に再生可能エネルギー施設等の導入を検討する。 【環境政策課】 ・小売電力事業者からの調達のほか、自家発電や電力の地産地消、自治体交流等、多様な視点のもとで再エネ電力の導入拡充を図る。 ＊関連データ：23、25			

狛江市ゼロカーボンシティ宣言とは

「ゼロカーボンシティ」とは、脱炭素化に向けて2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ※にすることを目指す旨を公表した地方自治体をさします。狛江市では、令和3年3月26日に市長が表明、同年4月1日に宣言をしました。（→P45 狛江市長の宣言文、P46 環境大臣からのメッセージ）
 ※排出量実質ゼロ：CO2等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

施策の方向性	2-3 気候変動の影響への適応	SDGs 17の国際目標	   
■環境基本計画の指標・目標	■計画当初(H30)	■現状(R2)	■目標(R11)
熱中症による市内の搬送者数	50人	29人	50人以下

個別施策	令和2（2020）年度【報告】		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-3-1 地球温暖化に関する情報収集・発信★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）	【環境政策課】 ・こまeco通信における地球温暖化特集記事の掲載 ・地球温暖化に関する子ども向け講演会の実施（再掲）		
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業） 【環境政策課】 【A】 講演会、こまエコまつり等の各種イベントやこまeco通信等を通じた地球温暖化に関する情報発信 【B】 省エネ、再生可能エネルギー等に係る新たな知見や最新技術等の情報収集 ■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・新しい生活様式に対応したオンライン等の情報発信を充実させるとともに、各機関で提供されている啓発ツールを十分に活用する。 ＊関連データ：20、63、65			

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-3-2 暑さ対策の推進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【高齢障がい課】 【A】 ハイリスク高齢者への熱中症の注意喚起の徹底 【A】 高齢者に対するエアコン設置費用の助成 【健康推進課】 【A】 熱中症警戒アラートの試行実施	【高齢障がい課】 ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者を通じて、ハイリスク高齢者への熱中症予防用品の配布及び訪問を実施した。 ・高齢者の熱中症予防パンフレットによる注意喚起を実施した。 ・エアコン未設置の高齢者への設置費用助成を実施し、52件の利用があった。 【健康推進課】 ・国による「熱中症警戒アラート」の試行実施を受け、熱中症予防のための新たな情報発信及び注意喚起を行った。	【高齢障がい課】 ・熱中症予防スポットの認知サインの改善検討 ・事業者等と連携した熱中症予防スポットの拡充 【健康推進課】 ・熱中症警戒アラート本格実施 【環境政策課】 ・多摩川土手天端の保水性舗装の実施（国の工事に伴いR2からR3実施に移行）	【高齢障がい課】 ・室内における熱中症防止に向けたアナウンスの検討 ・事業者等と連携した熱中症予防スポットの拡充 【健康推進課】 ・事業者と連携した熱中症予防啓発イベントの実施 【環境政策課】 ・地域における緑のカーテンの普及に向けた取組（再掲）
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【関係各課】 【A】 公共施設における緑のカーテン・壁面緑化・屋上緑化等の設置（再掲） 【高齢障がい課・健康推進課】 【-】 公共施設の活用や事業者等と連携による熱中症予防スポットの設置 【A】 熱中症に関する注意啓発リーフレットの配布 【環境政策課】 【-】 こまエコまつりでのゴーヤ等の苗の配布			
■施策評価	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
	【高齢障がい課】 ・民間事業者と協働した熱中症予防スポットの増設 【健康推進課】 ・国による「熱中症警戒アラート」の本格実施を受け、関係各課と連携し、新たな情報発信及び注意喚起を行う。 【環境政策課】 ・地域における緑のカーテンの普及に向けた取組を進める。			
A	*関連データ：27、65			
2-3-3 浸水等による被害防止の推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【安心安全課】 【A】 洪水ハザードマップの更新及び全戸配布 【A】 浸水深表示板等の修正及び新規設置 【A】 土のうステーションの設置 【下水道課】 【A】 内水ハザードマップの作成 【A】 六郷・猪方排水樋管への可搬式ポンプの設置 【A】 六郷・猪方排水樋管への水位計及び監視カメラの設置 【A】 六郷・猪方排水樋管における遠隔操作システムの整備設計 【A】 令和元年東日本台風による浸水原因究明調査の実施	【安心安全課】 ・洪水ハザードマップを更新し、安心安全通信及び防災ガイドに掲載し、全戸配布によって周知した。 ・浸水深表示板等の修正及び新規設置を行った。 ・土のうステーションを2箇所設置した。 【下水道課】 ・内水ハザードマップを作成した。 ・六郷・猪方排水樋管へ可搬式ポンプを設置した。 ・六郷・猪方排水樋管へ水位計及び監視カメラを設置した。 ・六郷・猪方排水樋管における遠隔操作システムの整備設計を行った。 ・令和元年東日本台風による浸水原因究明調査を実施し、市民説明会を開催した。	【下水道課】 ・内水ハザードマップの全戸配布 ・六郷排水樋管における遠隔操作システムの整備 ・猪方排水樋管における遠隔操作システムの整備設計 ・浸水対策に関する計画策定	【下水道課】 ・猪方排水樋管の遠隔操作システムの整備
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【安心安全課】 【A】 防災マップ、ハザードマップ、各種防災情報等をまとめた「狛江市防災ガイド」の作成及び全戸配布 【A】 電柱への洪水時の想定浸水深等表示板の掲出 【A】 安心安全情報メール、安心安全通信、市Twitter等による周知啓発			
■施策評価	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
	【安心安全課】 ・安心安全情報メール、安心安全通信、市Twitter等を活用した効果的な周知啓発を実施する。 ・洪水ハザードマップについては、多摩川氾濫版と野川氾濫版の統合を検討する。 【下水道課】 ・浸水対策に関する計画に基づく取組を実施する。			
A				

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
2-3-4 自然環境への影響軽減の推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
			【環境政策課】 ・こまえ生きもの探検隊プロジェクトの実施(再掲) ・こまえ生きもの探検隊プロジェクト及び生きもの調査会の調査結果のデータベースづくり(再掲)	【環境政策課】 ・こまえ生きもの探検隊プロジェクト及び生きもの調査会の調査結果データの公開(再掲)
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【一】多摩川・野川における市民参加型の生きもの調査会やアレチウリ駆除活動の実施 【環境政策課・道路交通課】 【A】アドプト制度による公園・道路の美化清掃			
	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
	【環境政策課】 ・市民参加型の生きもの調査や外来種駆除活動を実施する。 ・アドプト制度の認知度の向上を図るため、SNS等の手法によるPRを実施する。			
■施策評価	【環境政策課・道路交通課】 ・アドプト事業の具体的な活動状況・実績を市民等に更に周知するとともに、事業拡大を図る。			
B				

* 関連データ：6、18

【基本目標3】環境負荷の少ない、循環型社会の推進

※ ★が付いた個別施策は、重点環境プロジェクトに関連する施策となります。

※ 下線がついた事業は、狛江市環境保全実施計画に新たに追加した事業となります。

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
3-1-1 4Rの推進	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】市主催イベント等におけるマイバッグの配布</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】多言語アプリを活用したごみの分別方法の周知</p> <p>【A】新たな手法によるごみの分別の啓発強化</p> <p>【A】ごみ・リサイクルカレンダーのリニューアル</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・狛江市環境基本計画の小学生向け概要版を活用したイベントに合わせ、小学4・5年生の全児童にマイバッグを配布した。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・カタログポケットに掲載を行った。</p> <p>・ビン・缶リサイクルセンターでの処理工程を紹介する動画を作成した。</p> <p>・ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容を簡潔でわかりやすいものに改めた。</p>	<p>【清掃課】</p> <p>・こまエコまつりにおけるごみ減量の啓発</p> <p>・ごみ分別アプリ等を活用した生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入費助成金制度の周知</p>	<p>【清掃課】</p> <p>・廃棄物の減量及び再利用に関する計画書に基づく監査体制の構築</p>
■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）	<p>【環境政策課】</p> <p>【-】こまエコまつりにおけるリユース食器の活用</p> <p>【A】市主催イベント等におけるマイバッグの配布</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】事業所に対する廃棄物減量及び再利用に関する計画書提出の指導</p> <p>【-】多摩川衛生組合における搬入物検査の実施</p> <p>【A】こまeco通信、ごみ・リサイクルカレンダー等による4R、正しい分別方法等の周知啓発</p> <p>【A】生ごみ堆肥化講習会の実施、生ごみ堆肥化容器購入費の助成（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止）</p> <p>【-】ペランダdeキエーロのモニター募集</p>			
■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針	<p>【環境政策課】</p> <p>・市のイベント等で4Rを実践し、目に見える形で市民意識の醸成を図る。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・ごみ分別方法の周知と排出指導を行うことにより、引き続きごみ減量を進める。</p>			
■施策評価	<p>A</p> <p>*関連データ：29、30、65</p>			
3-1-2 プラスチックごみの削減	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】市主催イベント等におけるマイバッグの配布（再掲）</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】レジ袋有料化の周知及びマイバック普及に向けた啓発</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・狛江市環境基本計画の小学生向け概要版を活用したイベントに合わせ、小学4・5年生の全児童にマイバッグを配布した。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・Twitter・Facebookを活用して周知を行った。</p> <p>・マイバック普及のため、コマラジで啓発を行った。</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・こまeco通信へのマイクロプラスチック記事の掲載</p> <p>・市民団体と連携したマイクロプラスチック問題を紹介するパネル展示の開催</p> <p>【清掃課】</p> <p>・ごみ分別アプリを活用した情報発信</p>	
■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）	<p>【環境政策課】</p> <p>【-】こまeco通信への記事掲載、講演会の開催等によるプラスチックごみの周知啓発</p> <p>【-】こまエコまつりにおけるリユース食器の活用（再掲）</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】こまeco通信等によるプラスチックごみを含むごみ排出量削減の啓発</p> <p>【A】ごみ・リサイクルカレンダー等によるマイバック等の周知啓発</p>			
■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針	<p>【環境政策課】</p> <p>・マイクロプラスチック問題の情報を集積しつつ、排出削減に向けて市民の実践に重点を置いた情報提供を行う。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・プラスチック資源循環促進法施行に対応し、適正な処理を行うための取組を進める。</p>			
■施策評価	<p>A</p> <p>*関連データ：29</p>			

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
3-1-3 食品ロスの削減★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【福祉相談課】 【A】 NPO法人フードバンク狛江の活動場所の提供	【福祉相談課】 ・フードバンク事務所（旧第7分団器具置き場）を活動場所として提供し、フードバンク事業の推進を図った。	【環境政策課】 ・事業者への周知啓発	【環境政策課】 ・食品ロスに関する講演会等の実施 ・事業者と連携した消費者への周知啓発
	■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）			
■施策評価	【福祉相談課】 【A】 食料支援を必要とする市民への相談窓口の設置 【子ども政策課】 【A】 市民へのフードバンク活動の情報提供 【環境政策課】 【B】 こまeco通信への記事掲載、食品ロス削減をテーマとした講演会の開催等、NPO法人フードバンク狛江との協働による周知啓発 【-】 こまエコまつりにおけるNPO法人フードバンク狛江によるブース出展			
	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
	【福祉相談課】 ・食料支援を必要とする市民への相談窓口の充実を図り、フードバンクと連携した取組を行うことで、必要な人に必要な食料を届けられるようにする。 【子ども政策課】 ・引き続きフードバンク活動の周知に協力するとともに、フードバンクと連携した取組を行っていくことで、団体活動の活性化を図る。 【環境政策課】 ・食品提供者（事業者）への周知はもとより、事業者との連携やフードバンク活動の周知を通じて、市民に対し日常的な食品ロス削減の啓発を進める。			
B	* 関連データ：29			

施策の方向性	3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進	SDGs 17の国際目標	12 つくも責任 つぶさる責任 
--------	---------------------	-----------------	---

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
3-2-1 適正なごみ処理と資源循環の推進	■既存事業（既の実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【清掃課】 【A】 稲城市、府中市、国立市と構成する多摩川衛生組合中間処理施設「クリーンセンター多摩川」の運営 【A】 25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合による最終処分場「谷戸沢処分場」「ニツ塚処分場」の運営			
	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針			
B	【清掃課】 ・計画的な施設修繕・改修を行うことにより、安定的な廃棄物処理を継続する。 * 関連データ：29			

【基本目標4】健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保

※ ★が付いた個別施策は、重点環境プロジェクトに関連する施策となります。

※ 下線がついた事業は、狛江市環境保全実施計画に新たに追加した事業となります。

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
4-1-1 環境監視・測定の実施	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【児童育成課・環境政策課・学校教育課】</p> <p>【A】保育園、小中学校給食食材の放射物質検査の結果を踏まえた、今後の事業展開の検討</p>	<p>【児童育成課・環境政策課・学校教育課】</p> <p>・これまでの測定で基準値を超える値が検出されていないこと等を踏まえ、令和3年度以降、給食食材の放射物質検査を廃止することとした。</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・大気汚染防止法改正への円滑な対応（令和3年度施行分）</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・大気汚染防止法改正への円滑な対応（令和4年度施行分）</p>
■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）	<p>【環境政策課】</p> <p>【A】国・都・市民団体等と連携した、大気、水質・土壌・騒音・振動等の継続的な監視・測定及び結果の公表</p> <p>【A】事業者に対する各種法令や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例）」の遵守に基づく助言、指導</p> <p>【A】市民団体との協働による二酸化窒素、河川水質、酸性雨等の測定、公表等</p> <p>【A】民間機関から提供を受けた空間放射線量測定結果の公表</p> <p>【児童育成課・環境政策課・学校教育課】</p> <p>【A】保育園、小中学校給食食材の放射性物質検査（令和3年度から廃止）</p>			
■施策評価	<p>【A】保育園、小中学校給食食材の放射性物質検査（令和3年度から廃止）</p>			
B	<p>■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【環境政策課】</p> <p>・関係機関や市民団体と連携した汚染物質等の継続的監視と、各法令・都条例等の適切な運用による事業者指導等により、環境汚染を防止に努める。</p> <p>* 関連データ：38、39、40、41、42、43、44、45、47、49、62</p>			





個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
4-2-1 雨水浸透による水循環の回復	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【施設課】</p> <p>【A】子育て・教育支援複合施設の新設に伴う雨水浸透施設の設置（再掲）</p> <p>【下水道課】</p> <p>【A】分流区域における雨水浸透施設の設計</p>	<p>【施設課】</p> <p>・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い雨水浸透施設を設置した。（再掲）</p> <p>【下水道課】</p> <p>・分流区域における既設集水ますの浸透化工事の詳細設計を180基行った。</p>	<p>【施設課】</p> <p>・狛江第一小学校児童増対策工事に伴う雨水浸透施設の設置（再掲）</p> <p>【下水道課】</p> <p>・分流区域における雨水浸透施設の設置（以降継続）</p>	
■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）	<p>【施設課】</p> <p>【A】公共施設の新設、大規模改修等における雨水浸透施設の設置（再掲）</p> <p>【下水道課】</p> <p>【C】雨水浸透ますの設置に対する助成金の交付（再掲）</p> <p>【A】雨水浸透ます等の設置拡充（再掲）</p> <p>【A】既設集水ますの浸透化工事の実施（再掲）</p> <p>【A】合流式下水道の適切な維持管理（再掲）</p> <p>【整備課】</p> <p>【A】新設改良を行う道路への雨水浸透施設の設置</p> <p>【A】道路工事、公園整備工事等における雨水浸透施設の設置</p>			

4-2-1 雨水浸透による水循環の回復	<p>■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備（主に新築）の際に雨水浸透施設等の設置を検討する。 <p>【下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 狛江市雨水流出抑制施設設置要綱に基づき、まちづくり条例の開発等事業や公共施設等への雨水流出抑制施設の設置を促進する。 雨水浸透ますの設置に対する助成金を活用し、個人住宅への雨水浸透ますの設置を促進するための周知活動を行う。
■施策評価	<p>【整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透施設の設置について、埋設スペースが限られる道路内への設置が困難なこと、既存構造物への影響等を考慮し、新技術の採用を検討する。
B	

* 関連データ：46、50、51、52、53

個別施策	令和2（2020）年度【報告】		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
4-2-2 水資源の有効活用	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【施設課】</p> <p>【A】子育て・教育支援複合施設の新設に伴う雨水貯留タンクの設置</p>	<p>【施設課】</p> <p>・子育て・教育支援複合施設の新設に伴い雨水貯留タンクを設置した。</p>	<p>【施設課】</p> <p>・狛江第一小学校児童増対策工事に伴う雨水貯留タンクの設置</p>	
	<p>■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）</p> <p>【施設課】</p> <p>【A】公共施設の新設、大規模改修等における雨水貯留設備の設置</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都条例）」の適切な運用（届出の確認、事業者への指導等）</p> <p>【A】揚水量の把握と法令や東京都条例の遵守に関する助言及び指導</p> <p>【下水道課】</p> <p>【B】雨水貯留槽の設置に対する助成金の交付</p>			
	<p>■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【施設課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の整備（主に新築）の際に雨水貯留設備等の設置を検討する。 <p>【環境政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都条例を適切に運用し、環境悪化につながる事業活動を抑制する。 <p>【下水道課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留槽の設置に対する助成金を活用し、個人住宅等への雨水貯留槽の設置を促進するための周知活動を行う。 			
■施策評価				
B				

* 関連データ：48、52、53

施策の方向性	4-3 地域に根ざした生活環境の保全	SDGs 17の国際目標	   	
	<p>■環境基本計画の指標・目標</p> <p>美化・清掃活動の参加者数</p> <p>不法投棄への対処件数</p> <p>路上喫煙の指導件数</p> <p>※1 多摩川統一清掃、野川美化清掃、クリーン大作戦の参加者数</p> <p>※2 新型コロナウイルス感染症の影響により、クリーン大作戦のみ実施</p>	<p>■計画当初(H30)</p> <p>3,251人※1</p> <p>75件</p> <p>7.3件/日</p>	<p>■現状(R2)</p> <p>926※2</p> <p>45件</p> <p>0.6件/日</p>	<p>■目標(R11)</p> <p>3,500人以上</p> <p>70件以下</p> <p>3件/日以下</p>
個別施策	令和2（2020）年度【報告】	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	

4-3-1 地域の美化・清掃活動の推進★	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】こまeco通信の紙面リニューアルを通じたアドプト活動における特集記事の掲載</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・紙面リニューアルしたこまeco通信にアドプト活動の特集記事を掲載し、新たに1件のアドプト団体の登録があった。</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・一斉清掃への参加を働きかける団体の拡充</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・市民・事業者との連携・協働による新たな環境保全活動の実施</p>
	<p>■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【B】市民参加による多摩川統一清掃、野川美化活動、クリーン大作戦等の実施</p> <p>【B】市Twitter、こまeco通信等を通じた参加の呼びかけ</p> <p>【環境政策課・道路交通課】</p> <p>【A】アドプト制度による公園・道路の美化清掃（再掲）</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】ボランティア清掃への支援・協力</p>			
	<p>■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【環境政策課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一斉清掃等の機会・参加拡充を通じた意識醸成により、自助・共助による日常的な地域美化活動を推進する。 市Twitter、こまeco通信等を活用し、より多くの市民に参加の呼びかけを行い清掃活動を実施することで、自然の回復に努めるとともに、人的交流を通じて、地域コミュニティの発展・強化に努める。 アドプト制度の認知度の向上を図るため、SNS等の手法によるPRを実施する。 			
■施策評価				
B	<p>【道路交通課】</p> <ul style="list-style-type: none"> アドプト事業の具体的な活動状況・実績を市民等に更に周知するとともに、事業拡大を図る。 			

* 関連データ：6、11

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
4-3-2 マナーの向上による地域環境の確保★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）		【環境政策課】 ・歩きタバコ、ポイ捨て禁止等に関する新たな注意喚起の手法確立	
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
■施策評価	【環境政策課】 【B】 路上喫煙等制限重点地区内における巡回指導及び個別の苦情に応じた注意指導 【-】 市民団体や事業者と連携した、歩行喫煙やポイ捨て禁止等のマナー啓発活動（マナーアップキャンペーン）の実施 【清掃課】 【A】 不法投棄に関する苦情申立に対する注意喚起シールの配布及び注意喚起看板の適宜設置 【A】 市広報やHP、市Twitter、こまeco通信等を通じた不法投棄防止の呼びかけ			
	B	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・事業者等との継続的な情報交換等により随時新たな知見を収集しながら、既存の巡回指導や注意喚起ツールの活用等の事業効果の向上に取り組み、歩きタバコ・タバコのポイ捨て等の防止を徹底する。 * 関連データ：54		

4-3-3 良好な景観づくりの推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【整備課・社会教育課】 【A】 土屋塚古墳公園の整備(再掲) 【A】 公園化に向けた白井塚古墳の用地取得(再掲) 【A】 (仮称)白井塚古墳公園の一部設計(再掲)	【整備課】 ・土屋塚古墳公園の整備工事を実施した。(R3.4.1開園)(再掲) ・公園化に向けた白井塚古墳の用地を取得した。(用地取得面積274.73㎡)(再掲) ・(仮称)白井塚古墳公園園法面実施設計委託を実施した。(再掲) 【社会教育課】 ・猪方小川塚古墳公園と亀塚古墳公園を開園し、公園として活用を開始した。(再掲) ・土屋塚古墳公園の整備に伴う境界壁の設置に当たり、試掘調査を行った。(再掲) ・公園整備のための基礎資料を得るため、白井塚古墳の整備に当たり、試掘調査を行った。(再掲)	【整備課・社会教育課】 ・(仮称)白井塚古墳公園の設計(再掲)	【整備課・社会教育課】 ・(仮称)白井塚古墳公園の整備(再掲)
■施策評価	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【まちづくり推進課】 【B】 開発事業者に対する狛江市景観まちづくりビジョンへの配慮に関する指導 【B】 巡回による違反屋外広告物の撤去 【道路交通課】 【A】 道路整備状況等を踏まえた自転車等放置禁止区域の検討又は拡充(再掲) 【社会教育課】 【A】 猪方小川塚古墳公園及び亀塚古墳公園の適切な維持管理(再掲)			
■施策評価	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
	【まちづくり推進課】 ・開発事業者に対して、狛江市景観まちづくりビジョンへの配慮の更なる周知指導を図る。 ・巡回による違反屋外広告物の撤去を行うとともに、違反屋外広告物に係る更なる周知を図る。 【道路交通課】 ・道路整備状況等に伴う自転車等放置禁止区域の変更を進める。 【整備課】 ・(仮称)白井塚古墳公園の設計及び整備工事について、都の補助金を有効活用して実施する。 【社会教育課】 ・白井塚古墳の公園整備に向けて発掘調査を行い、整備方法を検討するとともに、墳丘の保護保存を図るため樹木の存置について検討する。 ・猪方小川塚古墳の石室について、定期的にメンテナンスを行いつつ、経年劣化等が生じることのないよう経過観察を継続する。 * 関連データ：55、56、57			

【基本目標5】主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり


※ ★が付いた個別施策は、重点環境プロジェクトに関連する施策となります。

※ 下線がついた事業は、狛江市環境保全実施計画に新たに追加した事業となります。

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
5-1-1 情報発信、意識啓発の推進★	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【A】こまeco通信の紙面リニューアル(紙面拡充、掲載記事の整理)</p> <p>【B】緑の保全に関する情報発信の充実</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】多言語アプリを活用したごみの分別方法の周知(再掲)</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・こまeco通信をリニューアルし、環境問題への意識を喚起する記事掲載や、見やすさ・読みやすさに配慮した紙面づくりに努めた。市民からも好評をいただいた。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・カタログポケットに掲載を行った。(再掲)</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・こまエコまつりにおけるイベント見直し(中止)</p> <p>・多様な媒体・催しを活用した、環境問題や実践方法等の情報発信強化</p> <p>・地球温暖化やプラスチックごみが生態系へ与える影響、生物多様性に貢献する商品や買い物、生きものの適切な関わり方等の普及啓発</p>	
■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）	<p>【環境政策課】</p> <p>【A】市HP、市Twitter、こまeco通信等による環境保全に関わる情報発信</p> <p>【-】環境月間におけるこまエコまつり等の啓発事業の実施</p>			
■施策評価	<p>■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針</p> <p>【環境政策課】</p> <p>・子ども、高齢者、現役世代、事業者等の多様なターゲットごとに有効な手法を整理・活用する。また、より市民が利用しやすく、かつ、新しい生活様式に対応したオンライン等の情報発信を充実させるとともに、各機関で提供されている啓発ツールを十分に活用する。</p> <p>*関連データ：65</p>			
5-1-2 地域や子どもに向けた環境教育の推進★	<p>■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）</p> <p>【環境政策課】</p> <p>【B】狛江市環境基本計画の小学生向け概要版の作成と同書を活用したイベントの実施</p> <p>【A】生物多様性に関する小学校副読本の作成(生きもの育む学校・人づくりプロジェクト)</p> <p>【A】学校への生物多様性に係るデータ・資料等の提供(生きもの育む学校・人づくりプロジェクト)</p> <p>【B】安全な自然遊びのためのルールや注意事項の周知(再掲)</p> <p>【A】水と緑の連絡会におけるこまナビの周知</p> <p>【清掃課】</p> <p>【A】新たな手法によるごみの分別方法の周知(再掲)</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・狛江市環境基本計画の小学生向け概要版を作成し、エコバッグとともに市内の小学4・5年生の全児童に配布した。学校教職員からも好評をいただく等、子どもが理解しやすい内容とすることができた。</p> <p>・狛江市環境基本計画の小学生向け概要版を活用した環境クイズ&フォトコンテストを実施した。</p> <p>・小学校4・6年生向け狛江市生物多様性小学校副読本「こまえ生物多様性ワークブック」を作成し、児童の生物多様性に関する学びの推進を図った。</p> <p>・平成30年度に実施した生物基礎調査で得られた写真等を提供した。</p> <p>・安全な自然遊びのためのルールや注意事項の周知を行った。</p> <p>・水と緑の連絡会にこまナビの情報提供を行った。</p> <p>【清掃課】</p> <p>・ビン・缶リサイクルセンターでの処理工程を紹介する動画を作成した。(再掲)</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・関係機関と連携した、省エネ行動に関する出前講座の実施(再掲)</p> <p>・地球温暖化に関する子ども向け講演会の実施(再掲)</p> <p>・環境表彰制度の活性化に向けたPR方法の工夫、子ども部門の制度見直し等</p> <p>・学校教育と連携した環境に関する学習機会の充実に向けた検討</p>	<p>【環境政策課】</p> <p>・小学生環境サミットの実施</p>

5-1-2 地域や子どもに向けた環境教育の推進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【指導室】 【B】各学校の各教科及び総合的な学習の時間等における生物多様性の学習推進 【A】環境政策課による生物多様性に関する小学校副読本作成への支援	【指導室】 ・タブレット（電子百科事典）の導入により、生物多様性に係る調べ学習の充実を図ることができた。 ・小学校教育研究会理科部と連携し、「こまえ生物多様性ワークブック」を作成した。	【指導室】 ・生物多様性に関する小学校副読本の活用促進	【指導室】 ・社会的関心やこれまでの実績等を踏まえた適切な授業プログラムの実施
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【-】環境月間におけるこまエコまつりの開催 【-】小学生環境サミットの実施（隔年） 【-】市民や子どもが関心を持ちやすいテーマを掲げた講演会やバスツアーの実施 【A】地球温暖化等の啓発に向けたキャンドルナイトや打ち水イベントの実施 【A】狛江水辺の楽校との協働 【-】多摩川流域自治体等を行き先とした多摩川流域連携ツアーの実施 【B】環境表彰制度の実施 【下水道課】 【A】マンホールカードの配布 【-】下水道処理場の見学会の実施 【清掃課】 【-】小学生ごみ減量ポスター及び中学生ごみ減量標語コンクール事業の実施 【A】生ごみ堆肥化講習会の実施 【-】クリーンセンター多摩川の見学会の実施 【指導室】 【A】各学校に対する、持続可能な社会づくりに向けた指導・助言 【施設課・環境政策課・清掃課】 【-】太陽光発電、環境基本計画、低炭素型社会、ごみ等をテーマにしたまなび講座の実施			
■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針				
【環境政策課】 ・子どもと関わる識者と意見交換等も行いながら、ICTのさらなる活用も含め、子どもたちが楽しみながら環境問題を学び、保全意識の定着につなげることができる手法を整理・活用する。 ・狛江水辺の楽校や公園等を活用した自然体験活動を推進するとともに、安全な自然体験や遊びのためのルールや注意事項の周知を進める。 ・狛江弁財天池特別緑地保全地区の自然体験の場としての活用について検討を行う。 ・「狛江市小学生サミット」を継続開催するとともに、ポスター展示等、学習成果を広く発信する。 【下水道課】 ・絵手紙等デザインマンホールカードの配布及び下水道処理場の見学会を実施し、下水道事業の啓発活動を行う。 【指導室】 ・各学校の教育課程に「持続可能な社会づくりに向けた取組」を行うことを位置付けたことを踏まえ、持続可能な社会づくりに向けた取組の具現化及び内容の充実に向けて、指導・助言を行う。				
■施策評価	A			・学校敷地内等で、生きものを育む空間（ちよこっとビオトープ）づくりを推進する。 ・教員の狛江市内の自然に関する理解を促進するとともに、生物多様性に関する副読本や、市が提供するデータ・資料等を活用し、狛江市の自然を活かした環境学習を推進する。

*関連データ：10、13、14、15、16、20、59、65

施策の方向性	5-2 環境保全を「実践」する人づくり			SDGs 17の国際目標	
	■環境基本計画の指標・目標	■計画当初(H30)	■現状(R2)	■目標(R11)	
	市民参加型の環境保全活動への延べ参加者数	4,455人※	2,818人	5,000人以上	
	※ アドプト制度による美化・清掃活動への延べ参加者数				
個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容	

5-2-1 地域のリーダー的人材の発掘・育成	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【B】エコパートナーシップ制度の検証	【環境政策課】 ・検証の中で、本事業は環境保全に関わる施策全体の構想の下で、改めてその目的・あり方を整理する必要があると判断。全体構想と併せて検討を進めている。	【環境政策課】 ・エコパートナーの拡充 ・エコパートナーシップ制度の再構築	【環境政策課】 ・エコパートナーの拡充
■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）				
■施策評価	【環境政策課】 【C】エコパートナーシップ制度の運用			
B	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
	【環境政策課】 ・環境保全に関わる市民協働分野の中での役割等を明確にした上で、登録者を増加することで事業効果を高める。			

*関連データ：60

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容
5-2-2 市民協働による環境保全の推進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市環境保全実施計画推進委員会におけるワーキンググループの活性化に向けた議論 【B】 緑化相談会の周知強化 【A】 環境保全活動の新しい参加方法の検討 【A】 新たなワーキンググループの立ち上げ	【環境政策課】 ・左記委員会にてワーキンググループの課題を議論し、その後の団体周知の強化に取り組み、会員増へとつなげた。 ・町会・自治会宛に緑化相談のチラシを配布したほか、こまeco通信に紹介記事を掲載した。 ・園芸講習会において、参加者に講習用DVDを配布し、非接触方式により開催した。 ・生物多様性ワーキンググループを新設した。	【環境政策課】 ・環境保全活動の新しい参加方法の検討結果を踏まえた対応 ・一斉清掃への参加を働きかけを行う団体の拡充(再掲)	【環境政策課】 ・市民・事業者との連携・協働による新たな環境保全活動の実施(再掲) ・(仮称)緑の市民講座の開催 ・緑の保全に関する調査活動やワークショップの実施 ・ワーキンググループの活動拡充に向けた支援
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 市民参加による多摩川統一清掃、野川美化活動、クリーン大作戦等の実施(再掲) 【一】 多摩川・野川における市民参加型の生きもの調査会やアレチウリ駆除活動等の実施(再掲) 【一】 市民団体や事業者と連携した、歩行喫煙やポイ捨て禁止等のマナー啓発活動（マナーアップキャンペーン）の実施(再掲) 【A】 市民団体等との協働による狛江弁財天池特別緑地保全地区の管理(再掲) 【環境政策課・道路交通課】 【A】 アドプト制度による公園・道路の美化清掃（再掲） 【A】 花いっぱいエリア事業による公園・道路等の緑化推進（再掲）			
■施策評価	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
	【環境政策課】 ・活動団体の課題解決・資質向上により活性化を図るとともに、これらの団体を好例として、活動運営のノウハウを広く提供する仕組みづくりにより、新たな活動主体の拡充を推進する。 ・事業者等との継続的な情報交換等により随時新たな知見を収集しながら、既存の巡回指導や注意喚起ツールの活用等の事業効果の向上に取り組み、歩きたばこ・たばこのポイ捨て等の防止を徹底する。 ・狛江弁財天池特別緑地保全地区については、市民団体による保全と活用、樹木の適正な管理を推進する。 ・市Twitter、こまeco通信等を活用し、より多くの市民に参加の呼びかけを行い清掃活動を実施することで、自然の回復に努めるとともに、人的交流を通じて、地域コミュニティの発展・強化に努める。 ・アドプト制度や花いっぱいエリア事業の認知度の向上を図るため、SNS等の手法によるPRを実施する。			
	【道路交通課】 ・花いっぱいエリア事業の具体的な活動状況・実績を市民等に更に周知するとともに、事業拡大を図る。 *関連データ：4、5、6、11、14、15、18、54、61、62、63、64			
B				
5-2-3 市民主体の身近な環境保全活動の促進★	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
			【環境政策課】 ・環境表彰制度の活性化に向けたPR方法の工夫、子ども部門の制度見直し等(再掲) ・活動団体間の交流機会の確保	【環境政策課】 ・市民・事業者との連携・協働による新たな環境保全活動の実施(再掲) ・ワーキンググループの活動拡充に向けた支援(再掲)
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 ワーキンググループや有志の活動団体への協力 【B】 環境表彰制度の実施（再掲） 【清掃課】 【A】 ボランティア清掃への支援・協力			
■施策評価	■令和11（2029）年度までの施策推進に向けた方針			
	【環境政策課】 ・活動団体の課題解決・資質向上により活性化を図るとともに、これらの団体を好事例として、活動運営のノウハウを広く共有できる仕組みづくりにより、新たな活動主体の拡充を推進する。 ・個人でも始められる環境保全活動に係る取組を市HP等で紹介する。			
	【清掃課】 ・ボランティア清掃に必要な資材の提供を行う。 *関連データ：6、61、62、63、64、65			
B				

施策の方向性	5-3 ネットワークの形成	SDGs 17の国際目標	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう
--------	---------------	-----------------	--

■環境基本計画の指標・目標 多様な主体が参加する会議・イベント等の 開催回数 ※ 環境に関する協働事業数	■計画当初(H30) 16回※	■現状(R2) 11回	■目標(R11) 20回以上
--	---------------------------	-----------------------	--------------------------

個別施策	令和2(2020)年度【報告】		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
	【評価】 具体的内容	成果	具体的内容	具体的内容

5-3-1 主体間のネットワーク化の推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
	【環境政策課】 【A】 狛江市環境保全実施計画推進委員会におけるワーキンググループの活性化に向けた議論(再掲) 【A】 新たなワーキンググループの立ち上げ(再掲)	【環境政策課】 ・左記委員会にてワーキンググループの課題を議論し、その後の団体周知の強化に取り組み、会員増へとつなげた。(再掲) ・生物多様性ワーキンググループを新設した。	【環境政策課】 ・活動団体間の交流機会の確保(再掲)	【環境政策課】 ・ワーキンググループの活動拡充に向けた支援(再掲)
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 ワーキンググループ所属者、商工会所属者等で構成する狛江市環境保全実施計画推進委員会の設置・運用 【A】 水と緑の連絡会の開催とパネル展の実施 【A】 ワーキンググループや有志の活動団体への協力(再掲) 【-】 こまエコまつり等における大学、企業等と連携した催しの開催			
■施策評価 B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・活動団体間で活動状況や知見、運営ノウハウ等を日常的に情報交換できる場を構築し、団体活動全体の活性化を図る。 ・水と緑の保全活動の団体の育成のため、水と緑の保全活動に関する学習・実践できる場づくりとして水と緑の連絡会を行い、市民団体の連携体制の確立を進める。 ・大学や企業等、多様な主体との連携、協働・交流により、自然環境の保全・管理活動の支援、狛江市内をフィールドとした調査研究等の取組を推進する。			

* 関連データ：61、62、63、64、65

5-3-2 広域的連携の推進	■新規・拡充事業（施策推進に向けて新規・拡充していく事業）			
				【環境政策課】 ・多摩川流域自治体等との新たな連携事業の実施
	■既存事業（既に実施している事業で今後も継続して行う事業）			
	【環境政策課】 【A】 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の研究会への参加 【A】 河川水質合同調査の実施 【B】 国や都、多摩川流域自治体等との情報共有や意見交換の実施 【-】 多摩川流域自治体等を行き先とした多摩川流域連携ツアーの実施(再掲) 【-】 こまエコまつりにおける山梨県小菅村からの出展			
■施策評価 B	■令和11(2029)年度までの施策推進に向けた方針 【環境政策課】 ・他自治体との交流により、情報収集や事業効果向上に努める。また、山梨県小菅村等の多摩川流域自治体との連携においては、流域の豊かな自然資源を活かした啓発事業を行う。			

* 関連データ：65

狛江市環境基本計画で掲げる基本目標に関連するデータを掲載しています。

【基本目標1】人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

1. 保存樹木数・樹林面積・生垣の保全状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
保存樹木	本	447	440	432
樹林	m ²	20,920	20,920	20,509
生垣	m	3,681	3,928	4,013

2. 地域の主な樹林及び生垣の状況

資料：環境政策課

項目	単位	樹林	生垣
岩戸南	箇所	2	15
岩戸北		0	7
駒井町		2	8
猪方		0	8
和泉本町		1	20
中和泉		1	15
西和泉		0	10
東和泉		1	3
元和泉		1	2
東野川		1	8
西野川		2	12
総計		11	108

3. 緑のまち推進補助制度交付件数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
交付件数	件	3	2	1

4. 花いっぱいエリアの植込み苗数

資料：環境政策課・道路交通課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
植込み苗数	株	2,777	2,461	2,644

5. 緑の啓発事業等の状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
園芸講習会参加人数	人	21	19	20
緑化相談相談件数	件	37	50	30

6. 美化・清掃活動(アドプト活動)の活動状況・市民委託管理による公園等の状況

資料：政策室・環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
アドプト活動団体数	団体	21	24	23
アドプト活動の延べ参加者数	人	4,455	3,580	2,818
市民委託管理による公園等	単位	面積	管理開始日	
小足立のびのび公園	m ²	1,884.93	平成9(1997)年12月1日	
狛江弁財天池特別緑地保全地区		4,760.42	平成14(2002)年4月1日	
前原公園(とんぼ池公園)		12,532.31	平成12(2000)年3月31日	

7. 生産緑地面積、耕地面積、農家数

資料：環境政策課・まちづくり推進課・農業委員会

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
生産緑地(各年3月31日時点)	ha	30.29	30.01	29.62
宅地化農地(各年1月1日時点)		6.97	7.10	7.35
項目	単位	H22(2010)	H27(2015)	R2(2020)
耕地面積	a	3,333	2,884	24(ha)
田		0	0	0(ha)
畑		2,846	2,259	21(ha)
樹園地		487	625	4(ha)
農家数	戸	129	118	108
農家人口	人	291	263	—

出典：
農林業センサス*

※ 「耕地面積」「田」「畑」「樹林地」「農家数」のR2(2020)値については、令和3年7月1日時点で公開されている速報値を掲載する。(農家人口は掲載なし。)

※ 経営耕地面積が30a以上の規模の農業が対象

8. 市民農園の面積等

資料：地域活性課・農業委員会

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
市民農園面積(各年度末時点)	a	60.1	77.6	72.5
農園数	箇所	8	10	9
区画数	区画	310	395	368

9. 開発行為等に伴う緑化指導状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
届出件数	件	22	33	23
高木	本	255	179	183
中木		566	476	291
低木		1,859	1,614	1,200
緑化面積	m ²	2,463.34	1,892.53	2,158.49

10. 多摩川河川敷の活用状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
多摩川河川敷使用申請数	件	107	78	49
管理地等	単位	面積	備考	
多摩川五本松樹林地	m ²	3,482.22	平成8(1996)年12月取得	
自由ひろば(公園及びモニュメントの管理)		8,113.59	平成11(1999)年9月占用	
狛江水辺の楽校		—	平成13(2001)年4月開校	
タカの森(樹林地)		656.60	平成14(2002)年12月寄付	
五本松水辺の楽校		12,000.00	平成15(2003)年5月開校	
多摩川河川敷包括占用区域		70,187	平成24(2012)年4月占用	

11. 多摩川統一清掃・野川美化清掃・クリーン大作戦におけるごみ・資源回収量

資料：環境政策課

多摩川統一清掃	単位	H30	H31(R1)	R2	
参加者数	人	2,136	2,063		※1
可燃ごみ	kg	380	270	—	
不燃ごみ		180	130		
ビン		20	10		
缶		30	10		
ペットボトル		30	20		
合計		640	440		
野川美化清掃		単位	H30		H31(R1)
回収量	kg	46.0	55.7	—	※1
クリーン大作戦	単位	H30	H31(R1)	R2	
回収量	kg	300	—※2	540	

※1 R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

※2 令和元年東日本台風の影響により中止

12. バーベキュー等及び花火を行った者に対する過料徴収件数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
過料徴収件数	件	0	0	0

13. 多摩川を活用した環境学習イベントの開催数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
環境学習(水辺の楽校関連)	回	65	63	63
延べ参加者数	人	2,400	2,751	1,779

14. 狛江弁財天池特別緑地保全地区開放日・訪問者数 資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
開放日	日	15	20	17
訪問者数	人	2,367	1,631	859

15. 狛江弁財天池特別緑地保全地区で観察された生き物

資料：狛江弁財天池特別緑地保全地区市民の会観察記録

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
植物	種	126	171	102
虫類		103	94	75
鳥類		24	23	25
菌類		12	10	22

16. ビオトープの整備状況

資料：環境政策課

項目	備考
前原公園（とんぼ池）	平成12（2000）年3月開設
狛江弁財天池特別緑地保全地区（ひょうたん池）	平成14（2002）年4月開設

17. アライグマ・ハクビシン捕獲数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
アライグマ捕獲数	匹	0	0	2
ハクビシン捕獲数		14	6	3

18. 生きもの調査・観察会、アレチウリ駆除等の実施回数・参加者数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
調査等実施回数	回	7	7	-
参加者数	人	390	395	

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

【基本目標2】地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進

19. 狛江市登録自動車数及び低公害車の割合

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
総台数	台	21,264	21,302	21,174
低公害車台数	台	2,706	2,977	3,257
割合	%	12.73	13.98	15.38

※ 各年3月末時点

※ 低公害車とは、電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリット車・天然ガス車・ハイブリッド車のことを指す。

20. 再生可能エネルギー・省エネルギー等の普及促進に関わるイベントへの参加者数

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
イベント参加者数	人	412	150	364

資料：環境政策課

※ H31は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため複数のイベントが中止

21. 家庭用燃料電池・太陽光発電システム・蓄電池システム等の設置助成件数

項目		単位	H30	H31(R1)	R2	累計
助成件数（交付決定件数）※		件	58	52	50	370
助成を行った機器・設備数※			68	64	70	418
機 器 内 訳	家庭用燃料電池	基	48	41	34	188
	太陽光発電システム		10	10	10	173
	ホームエネルギー管理システム（HEMS）		10	10	11	39
	蓄電池システム		0	0	13	13
	高反射率塗装	件	0	3	2	5

資料：環境政策課

※ 1件の交付決定で複数の機器を助成する場合もあるため、助成件数と機器・設備数は合致しない。

22. LED街路灯等の設置

資料：地域活性課・道路交通課・環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2	累計
市管理灯	基	23	33	10	4,585
自治会等管理灯		0	0	0	0
商店会管理灯		0	0	0	304
緑地照明灯		0	0	0	113
公園照明灯		0	1	0	160
堀上緑道照明灯		0	0	0	17
野川サイクリング道路照明灯		0	0	0	49
総基数		23	34	10	5,228

23. 二酸化炭素(CO₂)排出量

資料：環境政策課

項目	単位	H28	H29	H30
市内のCO ₂ 排出量	1,000t-CO ₂	184	186	181
市内事業者のCO ₂ 排出量	t-CO ₂	14,390	11,097	11,293
市内公共施設のCO ₂ 排出量	t-CO ₂	4,143 (H29)	2,963 (H30)	3,728 (H31(R1))

※ 2年遅れて公表

※ 1年遅れて公表

※ R2分はR4.1頃に公表される排出係数で確定

出典：オール東京62区市町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

24. 庁用車の台数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
ガソリン	台	33	31	27
軽油		10	10	11
電気		2	5	8
合計		45	46	46

25. 公共施設の再生可能エネルギー利用機器設置状況

資料：環境政策課

項目		単位	H30	H31(R1)	R2
公共施設の太陽光発電設備等の総容量※1		kw	120.44	120.86	125.86
	施設名	設置基数	総容量 (kW)	参考：年間発電量 (kWh)	
太陽光	庁舎	2	20.00	17,580.0	※2
	岩戸地域センター	1	3.00	4,252.0	
	和泉多摩川地区センター	1	3.00	3,548.2	
	狛江第三小学校	2	20.00	19,935.8	※2
	狛江第五小学校	1	10.00	12,746.9	
	狛江第六小学校	2	20.00	16,238.4	※2
	緑野小学校	2	1.44	未計測	
	狛江第二中学校	1	15.00	12,208.2	
	駒井保育園	1	10.00	2,574.5	※2
	中学校給食センター	1	10.00	12,653.1	
	北部児童館	1	5.00	998.0	
	第五小学校放課後クラブ	1	3.00	1,053.0	
	子育て・教育支援複合施設	1	5.00	6,277.0	※2
	狛江駅北口喫煙所	2	0.24	未計測	
えきまえ広場	1	0.18	未計測		
風力	緑野小学校	2	2.50	未計測	

※1 太陽光発電システムのみ（風力発電は含まない）

※2 年度途中の導入や故障等により、データ未取得となった月があります

26. 公共施設における緑のカーテン等※設置箇所数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
設置箇所数	箇所	19	20	21
施設名	取組内容			
庁舎	緑のカーテン(壁面緑化)・屋上緑化			
狛江市防災センター	緑のカーテン(壁面緑化)			
岩戸地域センター	緑のカーテン(壁面緑化)			
和泉多摩川地区センター	屋上緑化			
駒井学童保育所	緑のカーテン(壁面緑化)			
緑の丘児童遊園	緑のカーテン(壁面緑化)			
自転車保管返還事務所	緑のカーテン(壁面緑化)			
ビン・缶リサイクルセンター	緑のカーテン(壁面緑化)			
中央公民館	緑のカーテン(壁面緑化)・一部屋上緑化			
小中学校	緑のカーテン(壁面緑化)・一部屋上緑化・芝生化			
北部児童館	屋上緑化			
子育て・教育支援複合施設	緑のカーテン(壁面緑化)・屋上緑化			

※ 緑のカーテン・壁面緑化・屋上緑化等施設緑化全般を含む。

27. 公共施設における熱中症予防スポット実施施設数 資料：健康推進課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
熱中症予防スポット実施施設数	施設	11	11	0

※ R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

28. 市内の熱中症患者搬送数 資料：東京消防庁

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
軽症	人	33	19	21
中等症		14	6	7
重症		3	2	1
重篤		0	2	0
合計		50	29	29

【基本目標3】環境負荷の少ない、循環型社会の推進

29. 市内のごみの状況 資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
市民一人当たりの年間ごみ排出量	kg	241.8	247.5	254.8

30. 生ごみ堆肥化に関する講習会、助成制度の実施状況 資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
講習会の実施回数	回	6	7	4
講習会の参加者数	人	22	21	7
生ごみ堆肥化容器購入費助成件数	件	17	27	59

31. 集合住宅・事業所の生ごみの自己処理量 資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
処理量	t	47	59	64

32. 資源物集団回収の状況・資源化率 資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
団体数	団体	125	120	82
回収量	t	1,295	1,220	944
資源化率	%	37.3	36.5	37.3

33. 古紙等の行政における拠点回収状況

資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
新聞	t	9	7	31
雑誌等		64	60	46
段ボール		46	44	48
古布		2	2	1
牛乳パック		1	0	1
機密文書		24	27	28
合計		146	140	155

34. ペットボトルの回収量

資料：清掃課

指標名	単位	H30	H31(R1)	R2
回収量	t	243	244	283

35. 使用済小型家電製品回収の状況

資料：清掃課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
件数	件	11,007	10,575	—
回収量	t	65	67	70

※

※ 回収方法の変更等により、R2より集計なし

36. 建築廃材等の再生資源の利用・排出状況

資料：下水道課・整備課

項目（整備課分）	単位	H30	H31(R1)	R2
（再生資源の利用状況）				
改良土	m ³	27.3	18	11.6
砕石	m ³	3,543.8	2,296.4	2,671.4
アスファルト合材	t	1,515.2	1,225.6	922.8
スラグ	m ³	0.0	0.0	0.0
（再生資源の排出状況）				
発生土	m ³	1,637.7	1,470.9	846.7
コンクリート塊	t	210.4	155.8	306.8
アスファルト魂	t	1,827.1	1,993.1	1,050.3
項目（下水道課分）	単位	H30	H31(R1)	R2
（再生資源の利用状況）				
改良土	m ³	288.8	149.3	0
砕石	m ³	120.6	126.5	2.2
アスファルト合材	t	71.2	91.6	0
スラグ	m ³	0.0	0	0
（再生資源の排出状況）				
発生土	m ³	309.6	133	13.3
コンクリート塊	t	54.8	59.59	6
アスファルト魂	t	74.7	180.35	0

37. エコセメント製品を使用した工事件数

資料：下水道課・整備課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
工事件数（整備課）	件	8	10	8
工事件数（下水道課）		1	0	0

【基本目標4】健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保

38. 多摩川・野川の水質

資料：環境政策課

多摩川（B類型河川）					環境基準
項目	単位	H30	H31(R1)	R2	
水素イオン濃度	pH	7.3	7.2	7.8	6.5～8.5
溶存酸素量（DO）	mg/l	8.9	11.6	9.4	5mg/l以上
生物化学的酸素要求量（BOD）		0.8	1.3	0.9	3mg/l以下
浮遊物質（SS）		1.5※	6.5	4	25mg/l以下
大腸菌群数	MPN/100ml	31,500	35,000	41,000	5,000MPN/100ml以下
野川（D類型河川）					環境基準
項目	単位	H30	H31(R1)	R2	
水素イオン濃度	pH	7.5	8.1	7.4	6.0～8.5
溶存酸素量（DO）	mg/l	11.0	10.1	9.2	2mg/l以上
生物化学的酸素要求量（BOD）		0.9※	0.6※	0.9	8mg/l以下
浮遊物質（SS）		1.5※	7	3.5※	100mg/l以下
大腸菌群数	MPN/100ml	19,500	15,500	14,000	-

- ・年2回行う河川水質調査結果の平均値。
- ・測定地点は、多摩川は世田谷区境、野川は谷戸橋（R2のみ小足立橋下流）
- ・※値は、測定結果に定量下限値未満を含むもので、定量下限値を用いて平均値を算出している。

【河川の類型について】

東京都では環境基本法に基づき、水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域毎に類型を指定し、類型に応じて、生活環境の保全に関する環境基準値を具体的に決定している。類型はAA～Eの6種類に分かれており、AA類型の水域が最も水質が良く、厳しい基準値となる。

【大腸菌群数について】

大腸菌群数については、元来土壌や水中に生息する菌種や非糞便性の菌種も含まれることから、糞便汚染の指標としての適切性が国の中央環境審議会において議論されている。また、これらの理由も含めて大腸菌群数の値は通年でばらつきが高く、測定する日時や天候によっても変化があることがわかっており、多摩川流域各所で数値が高くなっている。

39. 市内の空間放射線量(年間最大値)

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
市民グラウンド前	μSv/h	0.07	0.07	0.07
谷戸橋広場		0.06	0.07	0.06
狛江市役所前		0.08	0.09	0.09
狛江三叉路		0.08	0.09	0.08

40. 幹線道路の騒音レベル、振動レベル

資料：環境政策課

世田谷通り(都道3号線 東和泉2-9-11)		単位	H30	H31(R1)	R2	要請限度
騒音レベル	(昼間)	dB	70	70	69	75
	(夜間)		68	67	65	70
振動レベル	(昼間)		35	33	34	70
	(夜間)		31	30	30	65
狛江通り(都道11号線 和泉本町1-1-5)		単位	H30	H31(R1)	R2	要請限度
騒音レベル	(昼間)	dB	67	66	66	75
	(夜間)		63	62	61	70
振動レベル	(昼間)		47	48	48	70
	(夜間)		42	41	40	65

41. 典型7公害の現象別苦情件数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
大気汚染	件	2	7	1
水質汚濁		0	1	0
土壌汚染		0	0	0
騒音		14	10	19
振動		1	3	2
地盤沈下		0	0	1
悪臭		4	3	5
その他		61	39	32
合計		82	63	60

42. 典型7公害の発生源苦情件数

資料：環境政策課

項目	単位	工場・指定作業場	建設作業	一般
大気汚染	件	0	0	1
水質汚濁		0	0	0
土壌汚染		0	0	0
騒音		2	8	9
振動		0	2	0
地盤沈下		0	0	1
悪臭		1	1	3
その他		0	0	32
合計		3	11	46

43. 酸性雨降雨の状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
雨のpH	pH	5.43	5.20	5.47

44. 大気の測定結果※1

資料：環境政策課

指標名	環境基準	単位	H29	H30	H31(R1)	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	<0.04※2	ppm	0.001	0.001	0.001	1時間値の1日平均値
一酸化窒素(NO)	-	ppm	0.004	0.003	0.003	
二酸化窒素(NO ₂)	<0.04-0.06	ppm	0.015	0.014	0.013	1時間値の1日平均値
浮遊粒子状物質 (SPM)	<0.1※3	mg/m ³	0.015	0.016	0.014	1時間値の1日平均値
微小粒子状物質 (PM2.5)	<15※4	μg/m ³	13.1	11.0	9.9	1年平均値

※1 4月～3月の年度平均（東京都環境局環境改善部「大気汚染常時測定局測定結果報告」より）

※2 この他、1時間値が0.1ppm以下であること。 H31(R1)の1時間最高値は0.019ppm。

※3 この他、1時間値が0.2mg/m³以下であること。 H31(R1)の1時間最高値は0.170mg/m³。

※4 この他、1日平均値が35μg/m³以下であること。 H31(R1)の1日平均最高値は31μg/m³。

(各物質の概要)

二酸化硫黄 (SO ₂)	石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になるといわれている。
窒素酸化物 (Nox) ※一酸化窒素 (NO) ※二酸化窒素 (NO ₂)	窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等から排出され、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。 二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中で気体のように長期浮遊している10μm以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
微小粒子状物質 (PM2.5)	粒径2.5μm (2.5mmの千分の1) 以下の粒子状物質のことであり、単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とする様々な物質の混合物。ボイラー等のばい煙を発生する施設、自動車、船舶等の移動発生源、塗装や印刷等の揮発性有機化合物 (VOC) を発生させるもの等、多種多様な人為起源がある。呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されている。

45. アスベスト(石綿)の総繊維数濃度

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
総繊維数濃度の平均値 (①1回目 ②2回目)	f/L	①0.24 ②0.3	①<0.15 ②<0.15	①0.22 ②0.12
環境基準				
環境空気における総繊維数濃度には、環境基準値が設定されていない。目安として、「アスベストモニタリングマニュアル (第4.1版)」(平成29年7月環境省水・大気環境局大気環境課)においては、総繊維数が1f/Lを超えない場合は、必ずしも石綿繊維数濃度を測定する必要はない、と示されている。				

(物質の概要)

アスベスト (石綿)	アスベストは、熱、摩擦、酸、アルカリに強く、変化しにくい特性を持った天然にできた鉱物繊維。大気中を浮遊しており、丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）等の病気を引き起こす恐れがある。
---------------	--

46. 年間降雨の状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
降雨日数	日	102	128	111
降雨量	mm	1,334.5	1,931.5	1,479.5
最大1日降雨量		57.0 (H30.7.28)	291.5 (R1.10.12)	109.5 (R2.3.13)
最大1時間降雨量		55.0 (H30.6.10)	38.5 (R1.10.12)	44 (R2.3.13)

47. 光化学スモッグ発令状況等(多摩中部)

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
学校情報	日	16	8	7
予報		4	2	0
注意報		4	5	1

測定機関：東京都（狛江市中和泉測定局）

(発令段階)

段階	発令基準
学校情報	オキシダント濃度0.10ppm以上で継続するとき
予報	高濃度汚染が予想されるとき
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続するとき
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続するとき
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続するとき

※警報・重大緊急報は実績なし

(物質の概要)

光化学 スモッグ	<p>自動車や工場等から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させる。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり、白くもやがかかったような状態になることがあり、この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいる。</p> <p>目がチカチカする、目に違和感を覚える、涙が異常に増える、咳が出る、のどの違和感を覚える、のどがイガイガする、のどが痛む等の症状を伴う。</p> <p>4～10月にかけて、日差しが強くて気温が高く、風の弱い日に発生する。特に、太平洋高気圧に覆われる7～8月は、気温が高く紫外線も強く安定した天気が続くため、光化学スモッグが発生しやすい気象条件となる。</p>
-------------	---

48. 地下水揚水量

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
工場・指定作業場	基	12(9)	12(9)	11(8)
	m ³	130,979	154,321	136,181
上水道	基	6(1)	6(1)	6(1)
	m ³	534,700	685,600	156,600 ※
その他一般	基	11(11)	13(12)	14(13)
	m ³	11,181	10,926	13,239

() は事業所数

※ 施設の耐震工事に伴う稼動減によるもの

49. 地下水の有害物質含有量※

資料：安心安全課・環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
調査地点数	箇所	14	13	15
トリクロロエチレン(平均値)	mg/l	<0.002	<0.008	<0.002
テトラクロロエチレン(平均値)		<0.001	<0.001	<0.001
硝酸性・亜硝酸性窒素		<2.214	<2.108	<3.015

※ 複数の機関により同一箇所複数回調査したものは1箇所とし、平均は高い方の値で算出。

50. 雨水浸透ます設置基数、雨水浸透施設設置基数

資料：下水道課・整備課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2	累計
浸透ます	基	286	242	158	8,586
道路浸透ます		224	116	121	2,520
浸透トレンチ	m	684.7	591.25	228.35	19,342.29

51. 浸透舗装面積、道路浸透舗装面積

資料：下水道課・整備課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2	累計
浸透舗装	m ²	1,453	1,263.9	571	35,689.9
道路浸透舗装		329	1,210※	684	32,800

※ 調布都市計画道路3・4・16号線整備事業における暫定施工分を含む。

52. 雨水浸透ます・貯留タンク助成件数

資料：下水道課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2	累計
雨水浸透ます申請件数	件	6	2	1	—
雨水浸透ます助成対象基数	基	14	9	4	995
雨水貯留タンク助成件数		4	6	5	105

53. 雨水利用設備設置箇所一覧

資料：環境政策課

施設名	単位	貯留容量	活用方法
庁舎	m ³	270	トイレ洗浄、屋上・壁面緑化の散水
駒井学童保育所		81	トイレ洗浄
岩戸児童センター		152	せせらぎ
狛江第一小学校		250	校庭散水・トイレ洗浄
狛江第五小学校		79	校庭・芝生散水
狛江第六小学校		63	校庭散水
緑野小学校		200	トイレ洗浄、屋上緑化の灌水
ビン・缶リサイクルセンター		24	床洗浄
岩戸地域センター	ℓ	250	施設洗浄・植栽の灌水
和泉多摩川地区センター		120	施設洗浄・植栽の灌水
第五小学校放課後クラブ		150	植栽の灌水
北部児童館		250	植栽の灌水
子育て・教育支援複合施設		150	植栽の灌水
合計 13 箇所			

54. 路上喫煙指導件数

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
指導件数（日平均）	件	7.3	1.2	0.6

55. 放置自転車等の撤去数

資料：道路交通課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
自転車	台	401	448	212
原付自転車		3	3	1

56. 違反屋外広告物の撤去状況

資料：まちづくり推進課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
はり紙の撤去枚数	枚	1,302	1,234	1,221
立て看板の撤去枚数	枚	0	0	0

57. 自転車駐輪場の設置箇所数

資料：道路交通課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
民間の駐輪場の設置箇所数	箇所	17	17	17
同収容台数	台	7,910	7,910	7,910
公共の駐輪場の設置箇所数	箇所	2	2	2
同収容台数	台	600	600	600

58. 空き地・空き家等の不適正管理苦情の状況

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
樹木・雑草の繁茂	件	29	24	20
不法投棄	件	0	1	1
その他	件	26	8	6

【基本目標5】主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり

59. まなび講座の実施状況

資料：政策室

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
環境に関するまなび講座開催件数	件	2	1	－
同受講者数	人	33	9	－

※ R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

60. 環境に関する人材登録数(エコパートナーシップ制度)

資料：環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
環境に関する人材登録数(累計)	人	482	482	482

61. 協働事業実施状況(環境保全に関するものに限る)

資料：政策室

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
財政的支援(補助金等)	件	1	1	1
参入の機会提供(委託・協定等)		7	7	7
共催・後援		3	5	2
意見・情報交換		5	5	1
登録団体	団体	7	7	7
協働提案・実現事業数	件	0	0	0

62. 環境を考える会泊江市実行委員会の活動実績

資料：環境政策課

項目	単位	実施回数
全体会	回	5
二酸化窒素調査		1
河川調査		4
酸性雨調査		通年
家庭園芸(寄せ植え)		－
市民環境学習ツアー		－
廃食用油の活用(石けん作り)		－
環境パネル展		－

※ R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

63. 狛江市環境保全実施計画推進委員会の活動実績

資料：環境政策課

活動名	具体的内容
環境パネル展	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 例年は、緑・エネルギーワーキンググループによる活動内容の展示を行っている。
市民環境ツアー	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 例年は、市民向けの啓発事業としてバスツアーを企画している。 なお、平成31年度は、富士山世界遺産センター、山梨県富士山科学研究所及び環境省生物多様性センターを行き先とするバスツアーを開催した。
環境施設視察研修会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 例年は、ワーキンググループ等の資質向上に向けた視察研修を企画している。なお、平成31年度は、千葉県柏市の事業であるカシニワを視察した。
環境保全推進講演会	令和3年3月27日に一般社団法人えねこや（講師3名）を招き、省エネ・再エネをテーマとした講演会「エネルギーの小屋から見える未来～省エネ、再エネ、地産地消、そして人の繋がりが地球を救う～」を実施した。
環境表彰制度	自発的な環境保全活動をしている市民や団体の表彰を行った。令和2年度は市長賞に「環境を考える会狛江市実行委員会」の「狛江市の環境月間行事の推進・各種環境測定の長期実施」の取組を選考した。
環境月間イベント	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 例年は、こまエコまつりにて「剪定枝でペン立て作り」や「間伐材の積み木ブース」、緑のカーテンの普及に向けた植物苗の配布等を行っている。

64. コミュニティ活動活性化助成金の活用状況

資料：地域活性課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2
環境衛生に関する事業	件	5	4	3

65. 多摩川流域での住民交流事業・参加者数

資料：政策室・地域活性課・環境政策課

項目	単位	H30	H31(R1)	R2	
多摩川流域自治体交流イベントラリー	人	700	629	—	※
源流まつり（山梨県小菅村）		約10,000	約10,000	—	※
狛江古代カップ多摩川いかだレース		約10,000	約10,000	—	※
小菅村環境保全ツアー		20	15	—	※
こまエコまつり		約1,500	約1,700	—	※

※ R2は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

8. 参考資料

環境を考える会狛江市実行委員会 調査結果

(1) 二酸化窒素測定結果 ※新型コロナ感染拡大対策に伴い活動ができなかったため6月の測定を中止しています

- ① 測定点 市内全域における350mのメッシュを基準に測定した。
- ② 環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ③ 測定結果

※ 令和2（2020）年12月3日～12月4日測定結果

（単位：ppm）

No.	測定点	令和2年 12/3～12/4	No.	測定点	令和2年 12/3～12/4	No.	測定点	令和2年 12/3～12/4
1	西野川4-14	0.009	17	岩戸北1-7	0.009	33	元和泉2-25	0.028
2	西野川2-38	0.015	18	岩戸北1-22	0.019	34	元和泉3-9	0.018
3	東野川3-15	0.012	19	和泉本町1-7	0.022	35	元和泉1-24	—
4	東野川2-21	0.024	20	中和泉2-1	0.009	36	東和泉2-16	0.009
5	西野川3-13	0.021	21	中和泉2-4	0.029	37	東和泉2-15	0.028
6	和泉本町4-2	0.029	22	中和泉3-19	0.028	38	岩戸南3-15	0.019
7	和泉本町3-27	0.022	23	中和泉4-17	0.017	39	岩戸南3-11	0.009
8	東野川3-5	0.011	24	中和泉3-36	0.023	40	駒井2-4	0.026
9	東野川1-5	0.016	25	和泉本町1-1	0.009	41	猪方2-6	0.023
10	東野川4-13	0.017	26	岩戸北3-1	0.018	42	猪方3-10	0.009
11	東野川1-31	0.015	27	岩戸南2-2	0.024	43	東和泉4-4	0.009
12	和泉本町3-31	0.023	28	岩戸南2-2-5	0.011	44	猪方3-25	0.009
13	和泉本町4-1	0.017	29	岩戸南3-12	0.019	45	猪方3-15	0.009
14	中和泉5-18	0.020	30	東和泉1-8	0.019	46	駒井町2-11	0.011
15	西和泉1-3	0.022	31	東和泉1-23	0.009	47	駒井町3-18	0.024
16	和泉本町1-30	0.025	32	元和泉1-11	0.017	48	猪方4-9	0.017

(2) 水質測定結果

① 多摩川

測定点	五本松				水道橋			
	令和2年6月	令和2年9月	令和2年12月	令和3年3月	令和2年6月	令和2年9月	令和2年12月	令和3年3月
水素イオン濃度 (pH)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.5	7.0	7.0	7.5
アンモニア性窒素 (ppm)	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.20	0.10	0.10
亜硝酸性窒素 (ppm)	0.05	0.00	0.01	0.01	0.05	0.00	0.01	0.05
化学的酸素要求量 (COD) (ppm)	3.0	5.0	4.0	5.0	3.0	5.0	5.0	5.0
電気伝導率 (EC) (ms/cm)	277	199	360	395	267	150	361	389
透視度 (cm)	100以上	8.0	36.0	98.0	100以上	9.5	40.0	97.0

② 野川 ※谷戸橋は河川工事のため調査個所を神明橋に変更

測定点	小金橋				神明橋 (谷戸橋より変更)			
	令和2年6月	令和2年9月	令和2年12月	令和3年3月	令和2年6月	令和2年9月	令和2年12月	令和3年3月
水素イオン濃度 (pH)	7.5	7.0	7.5	8.5	7.0	7.0	7.5	7.5
アンモニア性窒素 (ppm)	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
亜硝酸性窒素 (ppm)	0.05	0.02	0.00	0.02	0.05	0.10	0.02	0.02
化学的酸素要求量 (COD) (ppm)	3.0	5.0	5.0	4.0	2.0	5.0	5.0	4.0
電気伝導率 (EC) (ms/cm)	175	184	185	189	237	192	252	—
透視度 (cm)	100以上	88.0	95.0	100以上	58.0	82.0	36.5	100以上

(3) 酸性雨測定結果

① 測定点 市内5か所

② 酸性雨概要 工場などの排煙、自動車などの排出ガス中に含まれている硫黄酸化物や窒素酸化物といった有害物質が、大気中で硫酸や硝酸といった酸になり、雨や雲に溶け込んで酸性雨になって降ってくる。

酸性雨は、土壌を酸性化して木の葉を枯らしたり、田畑の作物に被害を与えたり、湖や川の生態系にも影響を与える。

③ 測定結果

(単位：pH)

(2020)年度 年月	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	年間
平均	5.02	5.22	4.88	4.97	5.72	5.51	5.22	5.99	6.00	5.89	5.72	5.50	5.47

・ pH (水素イオン濃度指数)

酸性の強さを表す尺度で、0～14の数で表され、7は中性、7以上は大きくなるに従いアルカリ度が増し、反対に7以下になると酸性度が強くなり、3～4になると舐めて酸っぱく感じる程度になる。一般の雨は、空気中の炭酸ガスや塵を含み酸性になり、pH5.6程度なので、一般にはpH5.6以下を酸性雨という。

■ SDGsとは

「自分のまちの魅力を守りながら、誰もが笑顔で暮らせるまちとしていつまでも残していきたい」その想いは、世界共通です。

その一方で、地球温暖化の進行や気候変動、自然破壊、大気・海洋汚染による被害や、差別や貧困、紛争等は深刻な問題であり、世界中がその危機に直面しています。

このような危機感から、世界中のさまざまな立場の人々が話し合い、今の世界を持続的に発展させていくための具体的な目標を作りました。

それが「持続可能な開発目標」通称“SDGs”※（エス・ディー・ジーズ）です。

※Sustainable Development Goals の頭文字

SDGsは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

2030年度までに「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現をめざすもので、17の国際目標（ゴール）と169の達成基準（ターゲット）から構成されています。

貧困、飢餓、差別、教育といった問題から、エネルギー、経済、気候変動、自然資源に至るまで、現代社会を取り巻く世界中の課題が包括的に掲げられていることが特徴で、その達成には先進国、途上国問わず世界一丸となって取り組む必要があります。

* 持続可能な開発目標（SDGs）のロゴ・アイコン



■ 狛江市環境基本計画と施策の関連表

基本目標	施策の方向性	3 	4 	6 	7 	11 	12 	13 	14 	15 	17 
1	1-1 まちの緑の創出					○		○		○	○
	1-2 まちの緑の保全			○		○				○	○
	1-3 生きものと共存するまちづくり		○			○		○		○	○
2	2-1 エネルギー効率のよいまち					○		○			○
	2-2 再生可能エネルギー等の利用促進				○			○			○
	2-3 気候変動の影響への適応	○						○		○	○
3	3-1 ごみ排出量の低減(4 Rの推進)						○		○		○
	3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進						○				
4	4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制	○									○
	4-2 健全な水循環の回復			○							○
	4-3 地域に根ざした生活環境の保全					○	○		○		○
5	5-1 環境意識の向上		○								○
	5-2 環境保全を「実践」する人づくり										○
	5-3 ネットワークの形成										○

■ アイコンの説明

	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する		海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる

狛江市『ゼロカーボンシティ』宣言
～ 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて ～

近年、地球温暖化が要因とみられる猛暑や豪雨などの異常気象による災害が世界規模で発生し、私たちの生活環境や生命、財産までも脅かす、危機的な状況になっています。日本各地でもこれまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されるとともに、2018年に公表されたIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。この目標達成に向け、2020年に日本政府は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

狛江市は2020年に市制施行50周年を迎えました。1970年の市制施行にあたり、狛江市制宣言では、よき伝統は、これを受け継ぎ受け伝えるとともに、創意工夫を加え、英知を集結していっそう明るく住みよい生活環境の造成に全力をあげることを決意しています。

いま、ここが狛江市の未来の入り口です。明るく住みよい新たなまちづくりを進めるにあたっては、地球温暖化という課題に向き合い、自然環境との調和を図りながら、持続可能な生活環境を確保していかなければなりません。

「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち～水と緑の狛江～」をめざす環境像に掲げる狛江市は、その未来に向けて、貴重な財産である「水と緑」を受け継ぎ、受け伝えるためにも、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に、市民や事業者と協働し一体となって取り組むことを宣言します。

2021年4月1日

狛江市長 松原俊雄



東京都狛江市長 松原 俊雄 殿

貴市におかれましては、この度、自治体として2050年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で344自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかりと発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進次郎

巻末 用語解説

ア 行

アドプト制度

市民団体や企業等の団体が、市が管理する道路や公園等の公共施設等で清掃及び美化活動を行う制度のこと。

安心安全情報メール

市内及び近隣地域における防災・防犯等の情報を、登録者へメール配信するサービスのこと。

安心安全通信

防災・防犯・消防の3つのテーマについて役立つ情報等を掲載した広報紙のこと。

雨水浸透施設

降った雨水を地中に浸透させる施設のこと。

雨水浸透ます

降った雨水を地中に浸透させる施設のひとつ。底面に碎石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる枺（ます）のこと。

エコパートナーシップ制度

環境保全に関する取組を推進するため、環境保全に取り組む市民をエコパートナーとして認定する制度のこと。

SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために平成27年9月の国連サミットで採択された、17の国際目標（ゴール）・169の達成基準（ターゲット）から構成される国際目標のこと。Sustainable Development Goalsの通称。

エネルギーマネジメントシステム（EMS）

電力の使用状況の可視化や、節電の調整を行うシステムのこと。

援農ボランティア制度

農業者の労働力不足を補うために、自然に触れ合いながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業をサポートする制度のこと。

屋上緑化

建築物の屋上部分を緑化すること。これにより、ヒートアイランド現象や室内温度上昇の緩和等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。

カ 行

カタログポケット

株式会社モリサワが運営する無料アプリ。スマートフォンやタブレット端末から、広報こまえ等の市の情報を閲覧できる。日本語を含む10言語に対応しているほか、音声読み上げ等の機能も活用することができる。

家庭用燃料電池

都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生、供給するシステムのこと。利用段階の反応物として水しか排出せず、電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることができる。

環境管理推進員（エコマネージャー）

市職員の環境に配慮した行動を推進する人員のこと。

環境表彰制度

環境保全に関する取組で顕著な成果をあげた個人、事業者、団体等を市が表彰する制度のこと。

クリーン大作戦

年に1度、町会・自治会等と連携して同日同時時間帯に市内全域を清掃する事業のこと。

クリーンセンター多摩川

狛江市、稲城市、府中市、国立市で構成する多摩川衛生組合による廃棄物の中間処理施設のこと。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ管(合流管)で流す仕組みのこと。対して「分流式下水道」とは、汚水と雨水を別々の管(污水管と雨水管)で流す仕組みのこと。

こまeco通信

市民の環境意識の向上に向けて、市の取組や環境保全に関する情報を発信する広報紙のこと。

狛江市景観まちづくりビジョン

狛江市都市計画マスタープランで示す良好な街並みの保全・育成を市民、事業者、市等が協働して推進することを目的として、景観まちづくりに関する将来像と施策の方向性を定めたビジョンのこと。

こまナビ

生涯学習につながる市民活動をまとめたガイドブックのこと。電子サイトとして「こまナビ電子版」がある。

コマラジ（狛江FM）

狛江市のコミュニティFMのこと。狛江の魅力や市政情報等、地域に密着した多数の番組を放送している。ラジオ（FM 85.7MHz）またはアプリ（リスラジ）で聴取できる。

サ 行

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の、従来の自動車に比べ二酸化炭素排出量が低減された自動車のこと。

指標種

動植物の生育・生息空間の質を確保するための目標として、「狛江市生物多様性地域戦略」で定められた20種のこと。

・水辺の指標種（11種）：チョウゲンボウ、ホンドイタチ、カワセミ、ヒバリ、オオヨシキリ、

ツバメ、ニホンアマガエル、カワラバッタ、ドジョウ、アカトンボの仲間、ハグロトンボ
・緑の多いまちなかの指標種（9種）：ツミ、ホンダタヌキ、アブラコウモリ、モズ、ツバメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンミツバチ、ナナフシモドキ、ヒグラシ

市民農園

レクリエーション活動として野菜や花等の栽培を行えるよう、農地を一定区分に区分し、市民に一定期間貸し付ける農園のこと。

小学生環境サミット

小学生が環境に関する相互理解を深め、具体的行動のきっかけとすることを目的として、各市立小学校で小学生が環境学習活動の事例発表を行う事業のこと。

生産緑地地区

農業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法に基づき指定される、緑地機能等を有する 500 m²以上（市町村の条例により 300 m²まで引き下げ可能。狛江市は 300 m²に設定。）の農地等のこと。

タ行

体験型農園

農家の経営・管理のもと、市民等が農家から指導を受け、作付けから収穫までの作業を体験する農園のこと。

狛江市地球温暖化対策住宅用設備導入助成金制度

住宅への省エネルギー及び省エネルギー機器等の導入を推進するために、太陽光発電設備等の導入に対し助成金を交付する制度のこと。

東京都エコ農産物認証制度

化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を東京都が認証する制度のこと。

特別緑地保全地区

都市計画区域内のうち景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき都市計画に定める地区のこと。

ナ行

熱中症警戒アラート

暑さへの「気づき」を呼びかけるための新しい呼びかけ制度のこと。暑さ指数（WBGT）が 33 以上と予想される場合に熱中症警戒アラートが発表される。

熱中症予防スポット

熱中症予防の取組の一環で、外出時に一時的な休憩所として使用できる場所のこと。

ハ行

廃棄物減量及び再利用に関する計画書

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例に基づき、毎年、事業用大規模建築物の所

有者が、廃棄物の減量及び再利用について市へ提出する計画のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

花いっぱいエリア

地域連携・市民協働のもとで市内を四季折々の花で飾り景観の保持・向上を図るため、町会・自治会、商店街、アドプト等の各団体が植栽及び維持管理を行う制度のこと。

ニツ塚処分場

狛江市を含む 25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合による最終処分場のこと。

フードバンク

まだ食べられるのにも関わらず、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物が必要な人へ無償提供する社会活動のこと。

分流式下水道

汚水と雨水を別々の管(汚水管と雨水管)で流す仕組みのこと。

壁面緑化

建築物の壁面部分に行う緑化のこと。

ベランダ de キーロ

庭やベランダ等で行える、黒土に含まれるバクテリアの力で生ごみを分解する処理器のこと。

防災ガイド

ハザードマップ等の市の防災情報等を掲載したガイドブックのこと。

防災協力農地登録制度

災害時における避難場所としての使用及び生鮮食料品の提供が可能な農地について、防災協力農地としてあらかじめ登録する制度のこと。

マ 行

マイクロプラスチック

一般に 5 mm以下の微細なプラスチック類のこと。特に、ポイ捨てや屋外に散乱したプラスチックごみが河川等を通じて海へと流出し、波や紫外線によって破碎し細分化されていく等、自然環境の中でマイクロ化したものを二次マイクロプラスチックという。海洋生態系への影響が世界的に懸念されている。

マイバッグ

買った品物を入れるために購入者が持参する袋のこと。「エコバッグ」とも呼ばれる。使い捨てレジ袋の削減等、環境負荷を軽減する取組のひとつ。

まなび講座

市民等が主催する会に市の職員等が講師として出向き、行政の制度や市政の取組等を説明する制度のこと。

緑のカーテン

アサガオやゴーヤ、ヘチマ等の、ツルが巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて緑化を行う取組のこと。

緑のまち推進補助制度

生け垣、植樹帯及び花壇の設置者に対して、造成に必要な経費の一部を補助する制度のこと。

水と緑の連絡会

水と緑の保全活動を牽引するリーダーや団体の育成、水と緑の将来像の実現に向けて学習・実践できる場づくり、市民団体の連携体制の確立等を進めるために実施される意見交換会のこと。

ヤ 行

谷戸沢処分場

狛江市を含む 25 市 1 町で構成する東京たま広域資源循環組合による最終処分場のこと。現在は埋立を終了している。

ラ 行

緑化基準

市内の施設等を緑化することにより、緑豊かで良好な都市環境の実現を図ることを目的として、開発行為等に対して示している緑化に関する一定の要件のこと。

ワ 行

ワーキンググループ

環境保全を推進するために必要な調査研究、実践活動を行う市民活動グループのこと。

登録番号(刊行物番号)

R3-26

狛江市環境保全実施計画(令和2年度～令和4年度)
令和2年度進捗状況報告書(狛江のかんきょう)

令和3(2021)年8月

発行	狛江市
編集	狛江市環境部環境政策課環境係 狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話 03(3430)1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	70円